
上越地域消防局 危険物規制審査基準 (別記)

上越地域消防局

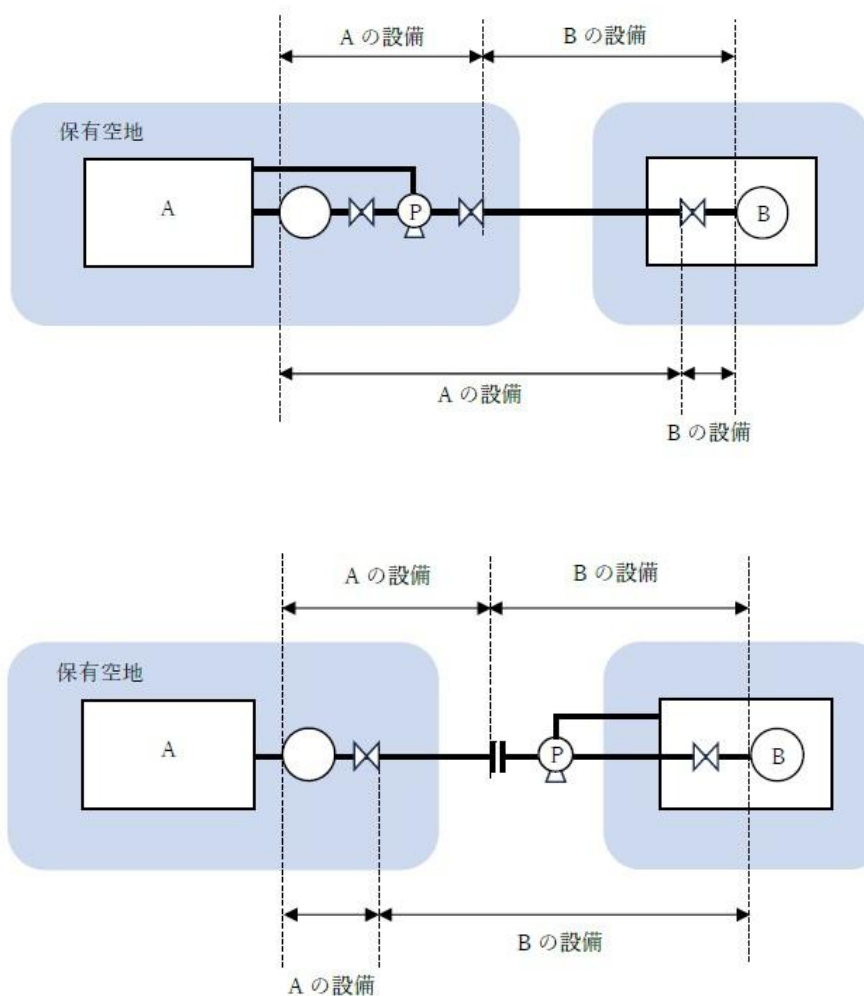


目次

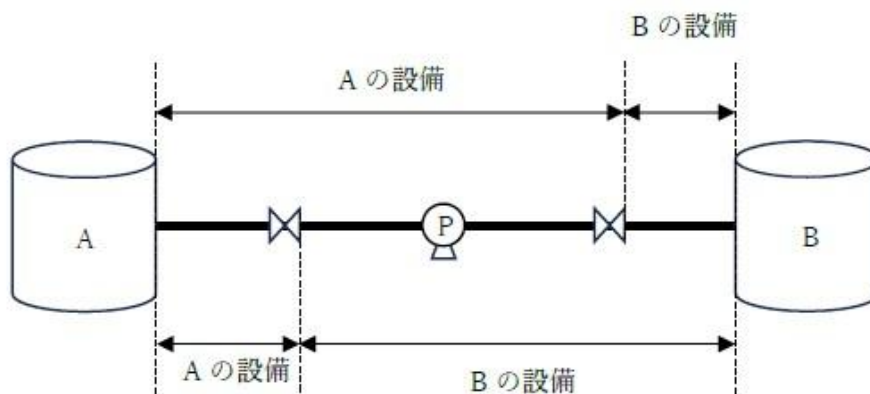
別記 1 製造所等の相互における配管の区分（例）	2
1 製造所又は一般取扱所相互間の場合	2
2 政令タンク相互の場合	2
3 政令タンクと製造所（一般取扱所）相互の場合	4
4 政令タンクと指定数量未満施設の場合	5
別記 2 電気設備の基準	6
第 1 電気設備の基準	6
別記 3 各申請書記入要領	25
1 仮貯蔵・仮取扱い承認申請書記入要領	25
2 設置許可申請書（移送取扱所を除く。）記入要領	27
3 変更許可申請書（仮使用承認）（移送取扱所を除く。）記入要領	30
4 移送取扱所設置許可申請書記入要領	33
5 移送取扱所変更許可申請書記入要領	35
別記 4 各構造設備明細書記入要領	38
1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領	38
2 屋内貯蔵所構造設備明細書記入要領	46
3 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領	48
4 屋内タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領	51
5 地下タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領	53
6 簡易タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領	56
7 移動タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領	58
8 屋外貯蔵所構造設備明細書（様式第 4 のチ）記入要領	63
9 給油取扱所構造設備明細書（様式第 4 のリ）記入要領	65
10 第 1 種・第 2 種販売取扱所構造設備明細書記入要領	70
11 移送取扱所構造設備明細書記入要領	72
別記 5 実施計画書（例）	75
1 実施計画書（例 1）	75
2 実施計画書（例 2）	77
3 実施計画書（例 3）	79

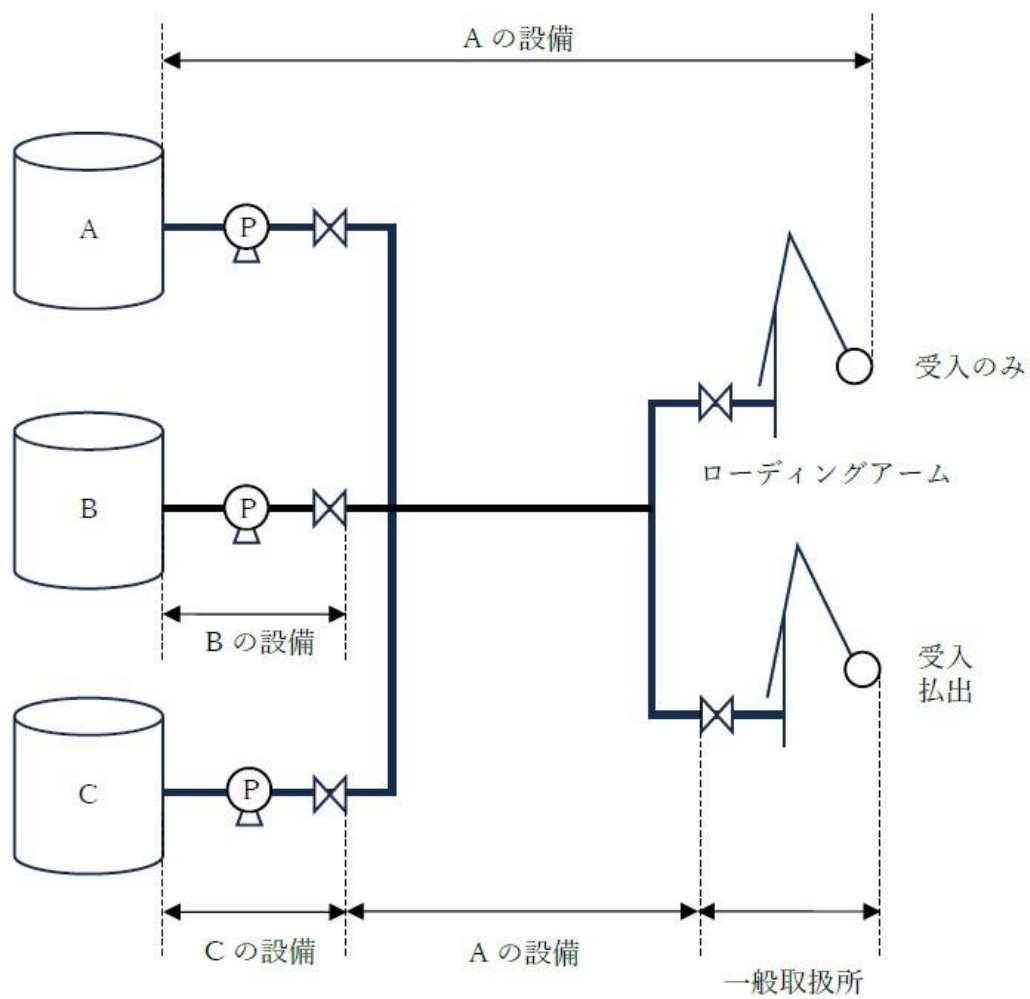
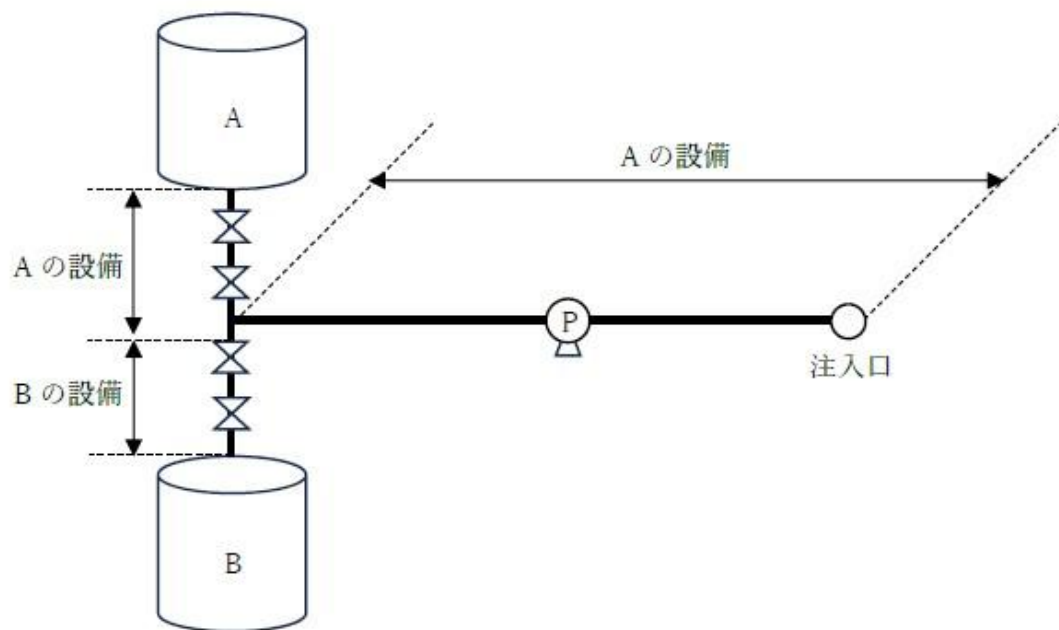
別記 1 製造所等の相互における配管の区分（例）

1 製造所又は一般取扱所相互間の場合

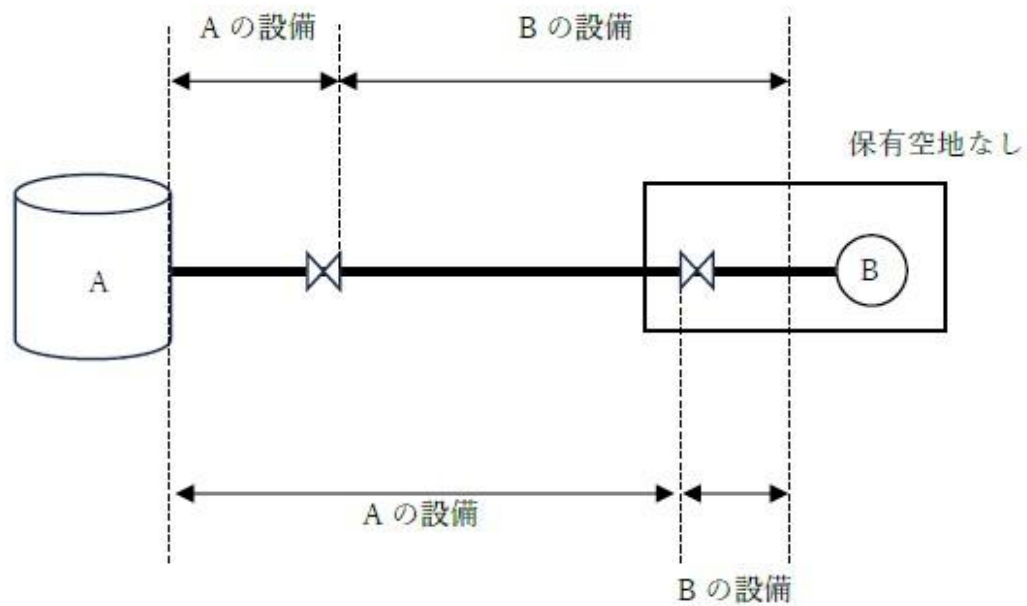
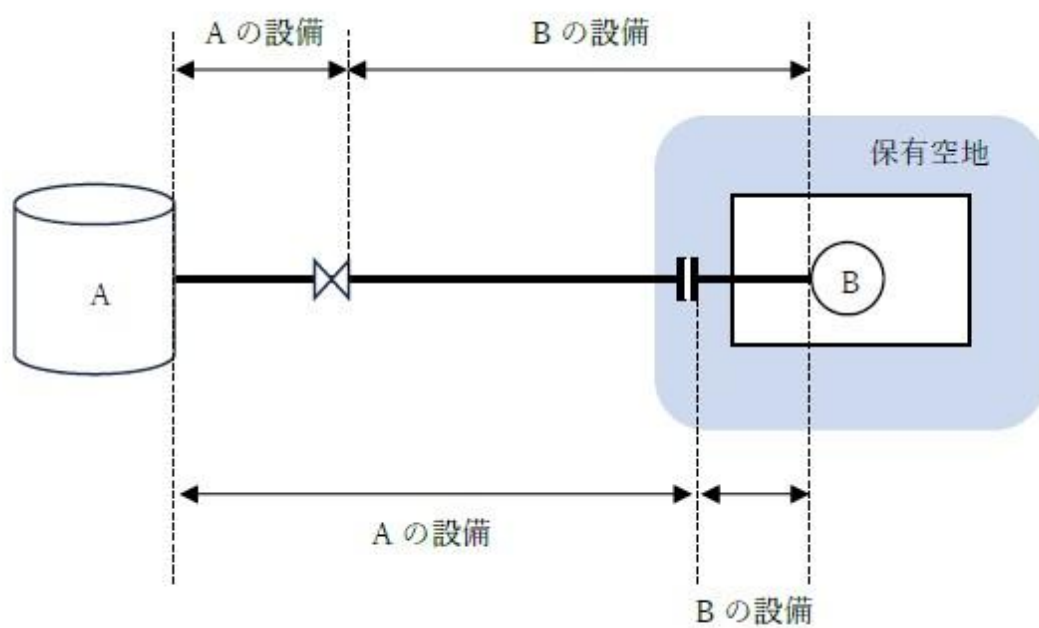


2 政令タンク相互の場合

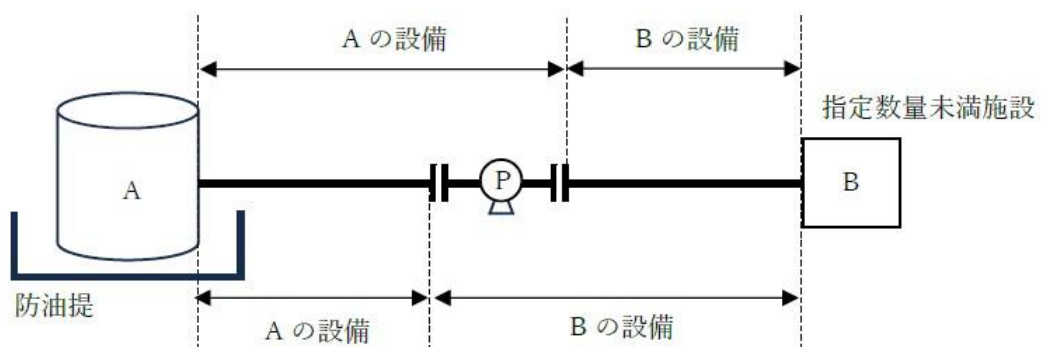
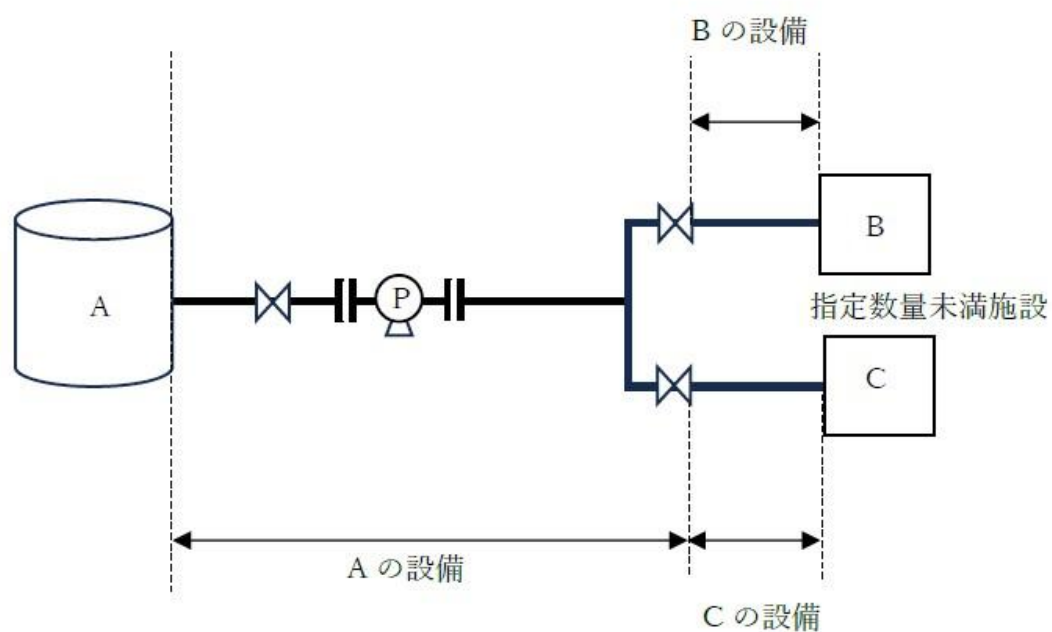
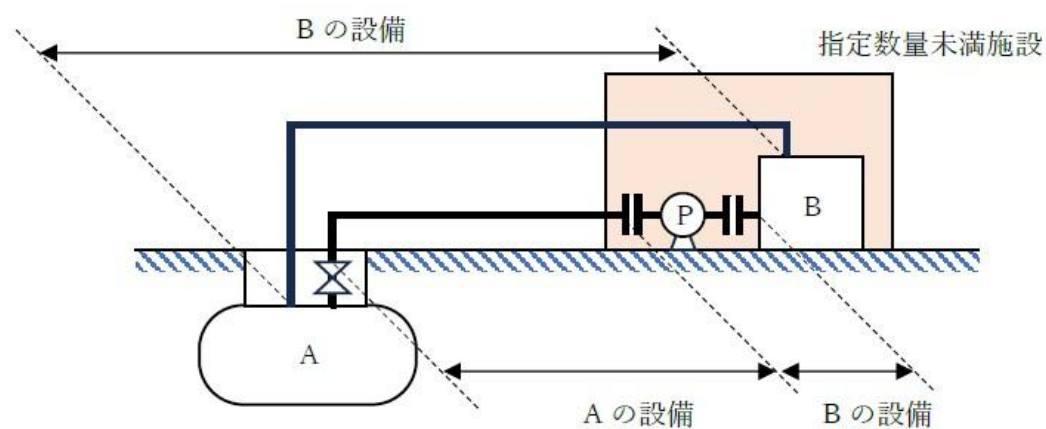




3 政令タンクと製造所（一般取扱所）相互の場合



4 政令タンクと指定数量未満施設の場合



別記 2 電気設備の基準

第 1 電気設備の基準

電気設備は、危政令第 9 条第 1 項第 17 号（他の規定において準用する場合を含む。）の規定により「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 52 号）によるほか、次の基準によるものとする。

1 可燃性ガス等の適用範囲

- （1）引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
- （2）引火点が 40 度以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
- （3）可燃性微粉が発生し、又は滞留するおそれのある場所

2 危険箇所の種別（ゾーン 0）

（1）特別危険箇所

特別危険箇所とは、爆発性雰囲気が通常の状態において、連続し長時間にわたり、又は頻繁に可燃性蒸気が爆発の危険のある濃度に達するものをいう。また、特別危険箇所となりやすい場所の例としては、「ふたが開放された容器内の引火性液体の液面付近」がある。ただし、換気等が良好な場合には、当該範囲は狭くなり、第 1 類危険箇所又は第 2 類危険箇所と判定することができる。

（2）第 1 類危険箇所（ゾーン 1）

第 1 類危険箇所とは、通常の状態において、爆発性雰囲気をしばしば生成するおそれがある場所をいう。また、第 1 類危険箇所となりやすい場所を例に示せば、次のとおりである。

- ア 通常の運転、操作による製品の取出し、ふたの開閉などによって可燃性蒸気を放出する開口部付近
- イ 点検又は修理作業のために、可燃性蒸気を放出する開口部付近
- ウ 屋内又は通風、換気が妨げられる場所で、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所をいう。ただし、このような場所は、通風、換気が良い場合には、第 1 類危険箇所としての範囲は狭くなり、第 2 類危険箇所と判定することがある。

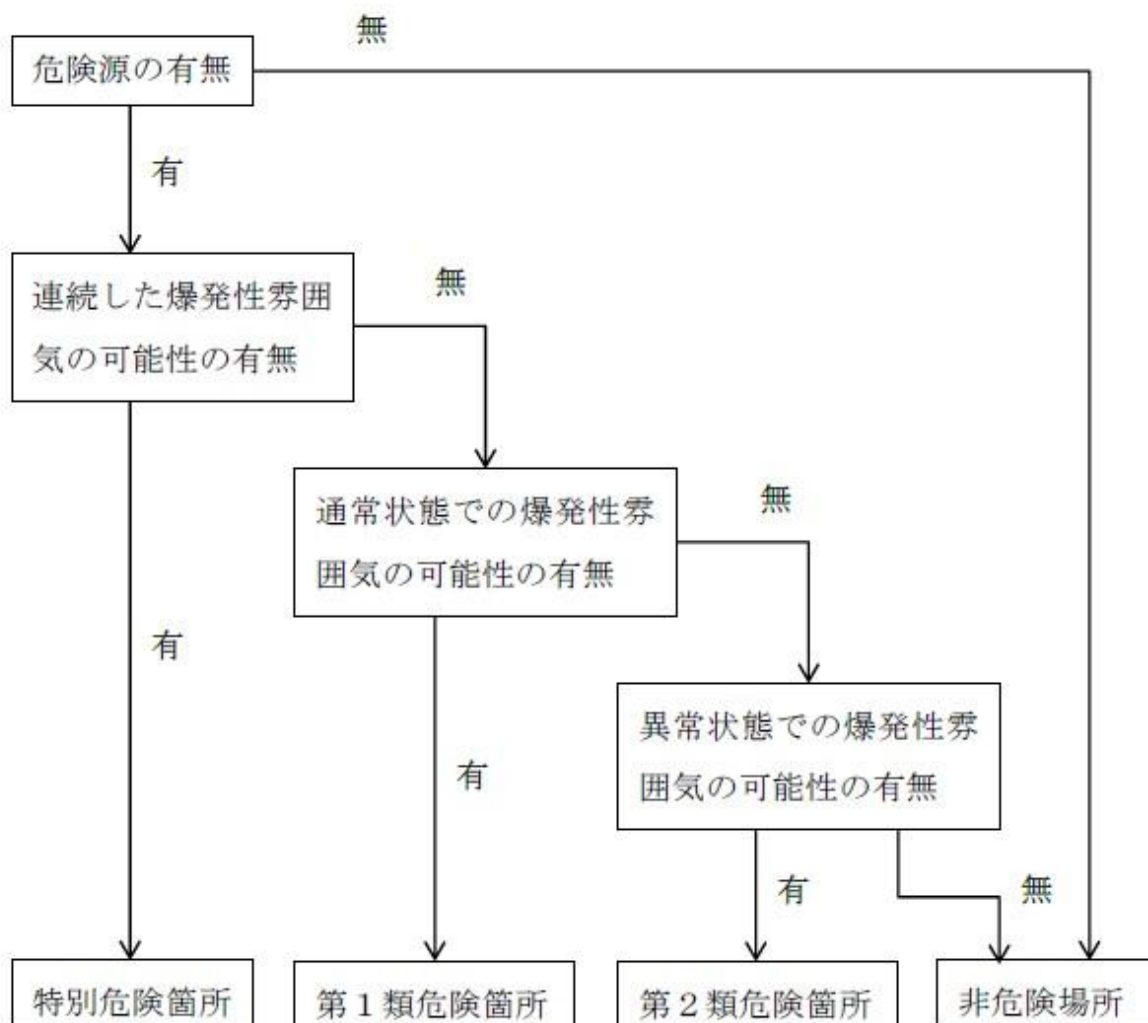
（3）第 2 類危険箇所（ゾーン 2）

第 2 類危険箇所とは、通常の状態において、爆発性雰囲気を生成するおそれが少なく、また、生成した場合でも短時間しか接続しない場合をいう。また、第 2 類危険箇所となりやすい場所を例に示せば、次のとおりである。

- ア ガスケットの劣化などのために可燃性蒸気が漏出するおそれのある場所
- イ 誤操作によって可燃性蒸気を放出したり、異常な反応などのために、高温、高圧となって可燃性蒸気を漏出したりするおそれのある場所
- ウ 強制換気装置が故障したとき、可燃性蒸気が滞留して爆発性雰囲気を生成するおそれのある場所

エ 第1類危険箇所の周辺又は第2類危険箇所に隣接する室内で、爆発性雰囲気まれに侵入するおそれのある場所

(4) 危険箇所の分類に伴う判定については、以下の判定フローチャートを活用し、判断すること。



4 危険箇所の範囲

爆発危険箇所（危険度区域）の範囲は、日本産業規格（JIS）C 60079-10（2008）「爆発性雰囲気中使用する電気機械器具-第10部：危険区域内の分類」の規定によるほか、次の範囲とする。

なお、危険箇所を精緻に設定する際には「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」（経済産業省策定：最終策定：令和2年1月）によるものとする。

【平成31年消防危第84号・令和3年消防庁事務連絡】

(1) 製造所及び一般取扱所

製造所及び一般取扱所の機器等は、次による製造所及び一般取扱所の機器等は、次による。

なお、次に掲げる危険箇所の範囲外であっても、危険箇所と同一区画内である場合は、第2類危険箇所として指導すること。

ア 配管継手等

(ア) 適用範囲

次に掲げるもの（以下「配管継手等」という。）で移動性のないものについて適用する。

- a 配管の継手、バルブ及び計器類
- b ポンプ（防爆構造で構造上シールが完全なもの。）
- c 容器及び取扱いタンク等（いずれも開口部はあるが、当該開口部に蓋等が設けられているもので、常時開口しないものについて適用する。全溶接等により密封されているものについては、危険雰囲気を生じないものとみなす。）

（イ）危険箇所の範囲

a 屋内

- (a) 屋内に存する配管継手等の危険箇所の範囲については、図1又は図2の例による。ただし、可燃性蒸気を全体方式による排出設備で有効に排気できる場合は、危険箇所に該当しないものとして該当しないものとみなすことができる。
- (b) 屋内であっても実態上屋外とみなされる場合（壁体のうち、2方が開放されている等、自然通風等によって、有効に可燃性蒸気が排出されると認められる場合をいう。以下同じ。）は、危険箇所に該当しないものとみなすことができる。

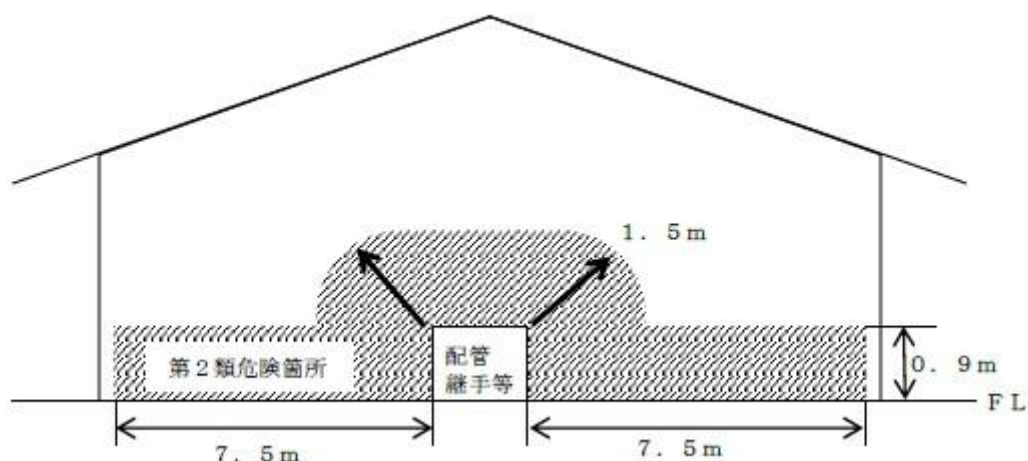


図1 配管継手が床面に近い場合

b 屋外

屋外に存する配管継手等に接して設置する機器等は、第2類危険箇所に設ける機器として規制する。

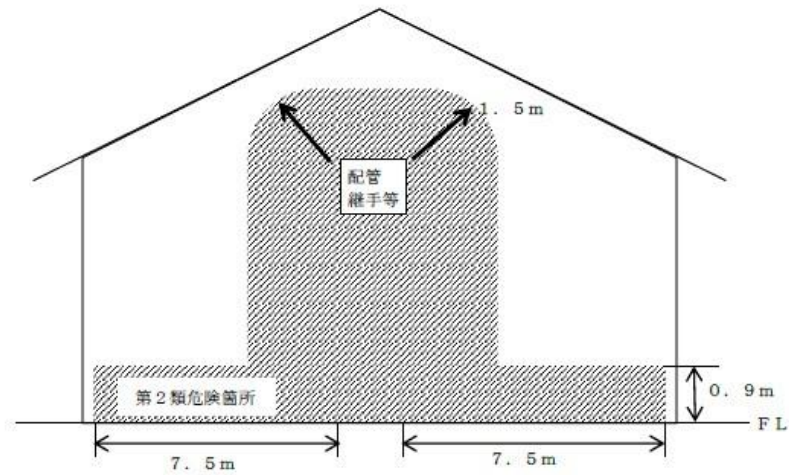


図 2 配管継手等が床面よりも比較的離れた位置にある場合

イ 詰替装置等

(ア) 適用範囲

次に掲げるもの（以下「詰替装置等」という。）で、移動性のないものについて適用する。

- a 詰替装置
- b 容器及び取扱タンク等（常時開放のもの及び蓋付のもので、日常の作業において開口するものについて適用する。）
- c ポンプ（構造上シールが不完全なもの。）
- d ロール
- e その他（a）から（d）に類するもの

(イ) 危険箇所の範囲

a 屋内

可燃性蒸気の排気設備が局所方式により有効な排出を行う場合の危険箇所の範囲は、その形態により図3から図7の例による。

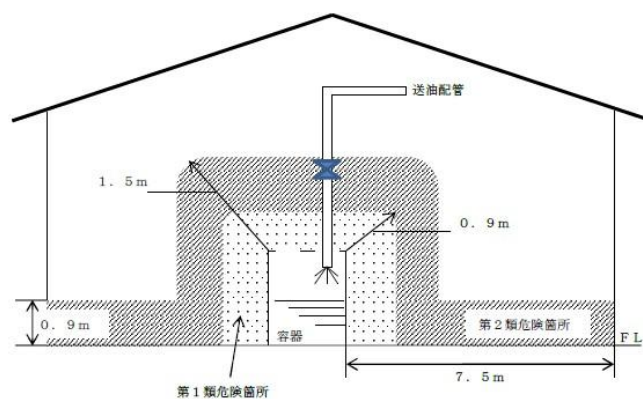


図 3

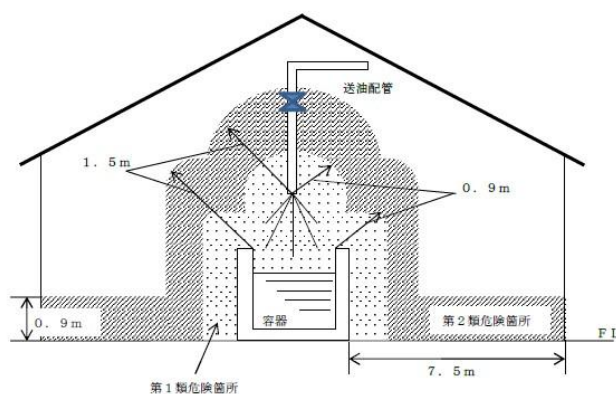


図 4

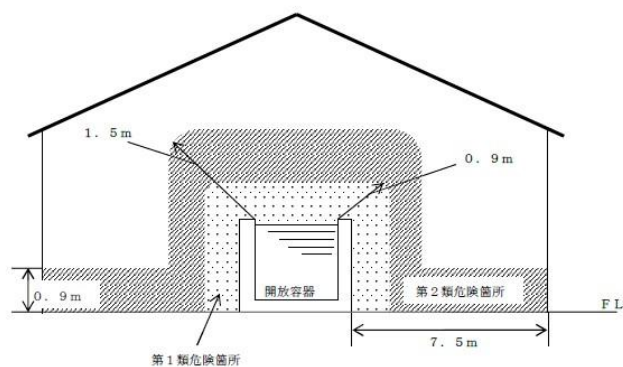


図 5

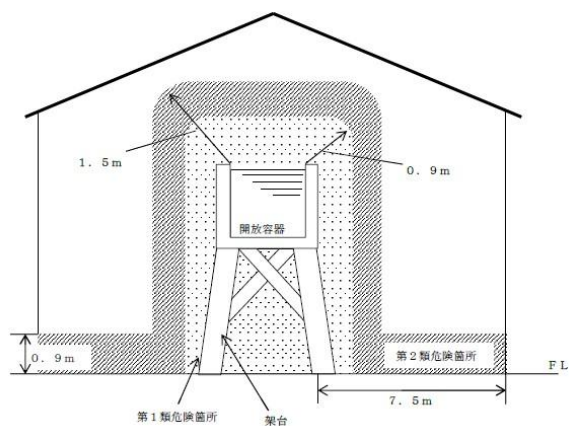
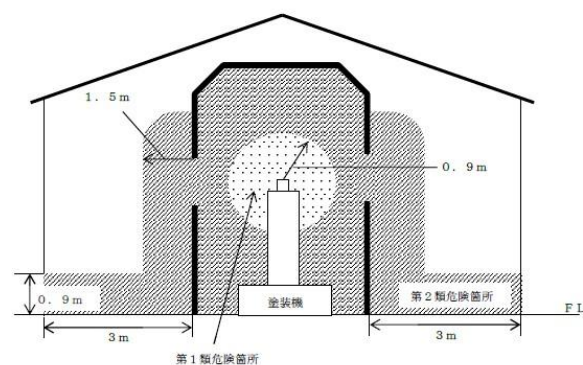


図 6



第1類危険箇所：固定された塗装ガンを中心に半径0.9m、移動するガンは移動範囲を中心に半径0.9mの範囲とする。
 第2類危険箇所：塗装室内及び開口部（扉の有無に係わらない）から半径1.5m、床面から0.9m、側方3.0mの範囲とする。
 ※ただし、手拭塗装の場合は、ブース内全体を第1類危険箇所とし、第2類危険箇所は上記開口部からの範囲とする。

図 7 塗装ブース内危険雰囲気範囲
（ブース内局所排気付き）

b 屋外

危険物の取扱形態により、図8から図11の例による。

なお、屋内であっても実態上屋外とみなされる場合は、屋外の例によることができる。

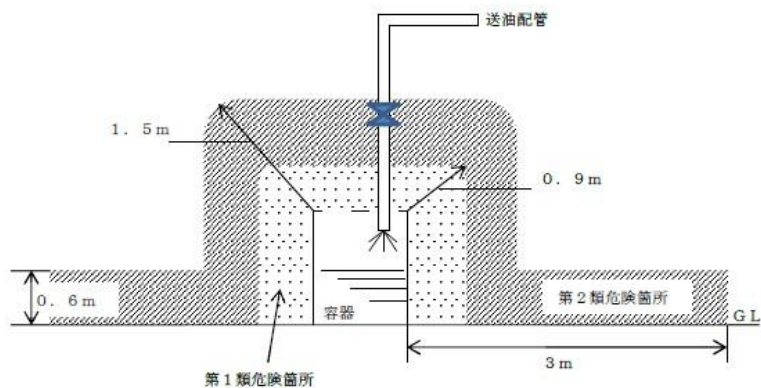


図 8

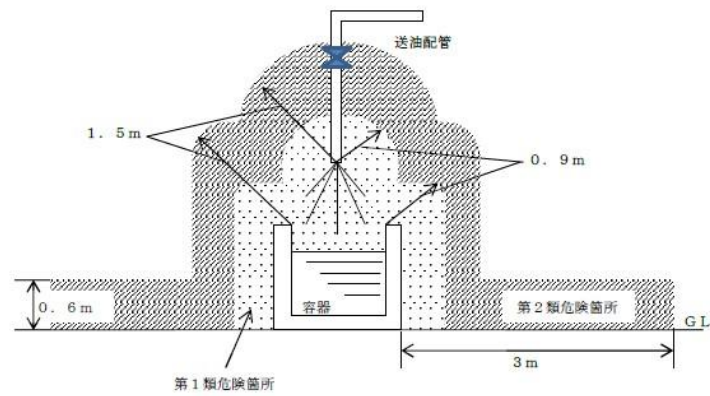


図 9

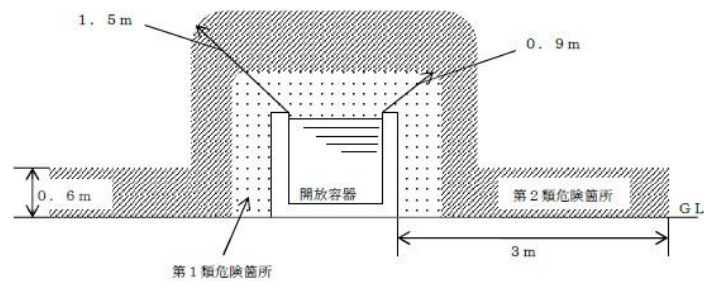


図 10

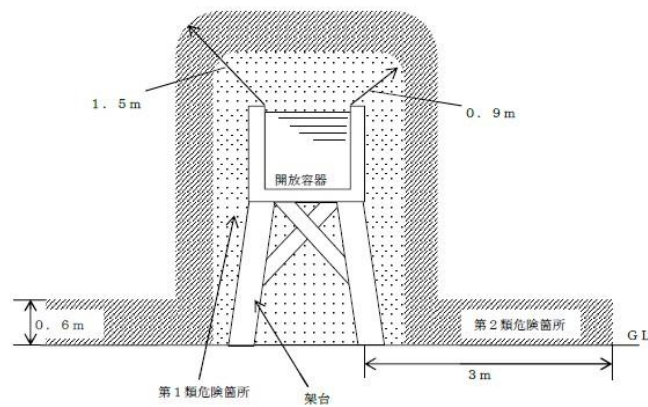


図 11

ウ 安全弁等

(ア) 適用範囲

加圧されるタンク、配管等の安全弁 異常な圧力が加わった場合に、当該タンク等の 損傷を防止するために作動するものをいう。及びこれらに類するもの以下「安全弁等」という。で、移動性のないものについて適用する。

(イ) 危険箇所の範囲

安全弁等については、可燃性蒸気が放出され、危険雰囲気を生ずるおそれのあるところを第2類危険箇所とし、その範囲については実態に応じ規制する。

エ 移動性のある機器等

アからウに掲げるもので移動性のものがある場合は、移動範囲内のすべてに当該機器等があるものとみなし、それぞれの例を準用する。

(2) 屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所については、屋根の構造により次のア又はイによる。

ア 固定屋根式タンク

固定屋根式タンクの危険箇所の範囲は、図12の例による。

イ 浮屋根式タンク

浮屋根式タンクの危険箇所の範囲は、図13の例による。

ウ ポンプ室の危険箇所の範囲は、室内のすべてを第2類危険箇所とする。

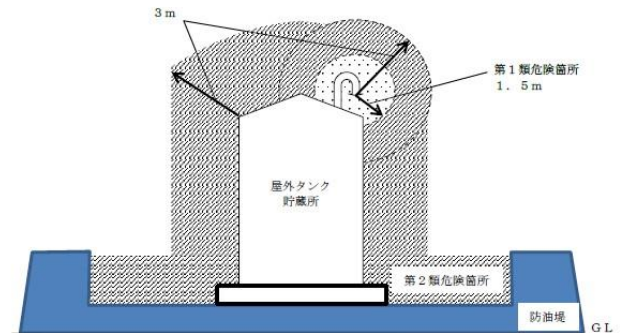


図 12

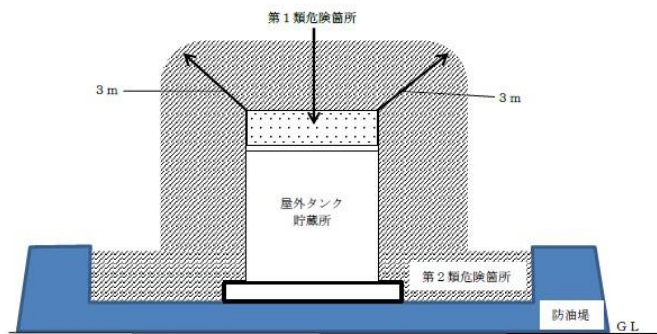


図 13

(3) 屋内貯蔵所

屋内貯蔵所の危険箇所の範囲は、図14の例による。

なお、IoT機器等を使用する場合は、【令和6年消防危第80号】に基づく留意事項が満たされていることを確認すること。

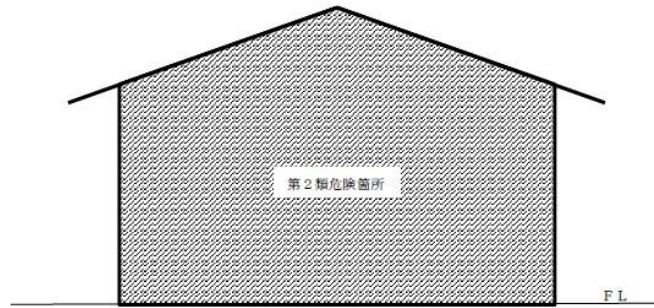


図 14

(4) 給油取扱所

給油取扱所における危険箇所は次によるものとし、可燃性蒸気流入防止構造である固定給油設備は、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」【平成 13 年消防危第 43 号】によること。

ア 地上式固定給油設備

地上式固定給油設備の危険箇所の範囲は、図 15 から図 19 の例による。

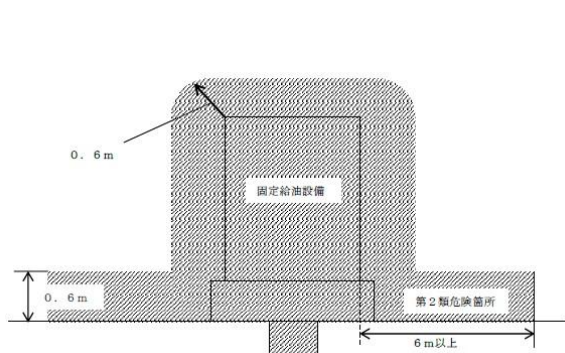


図 15

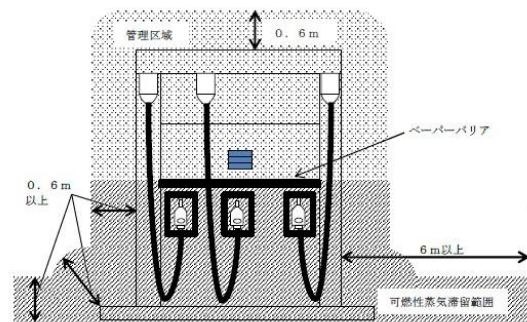


図 16

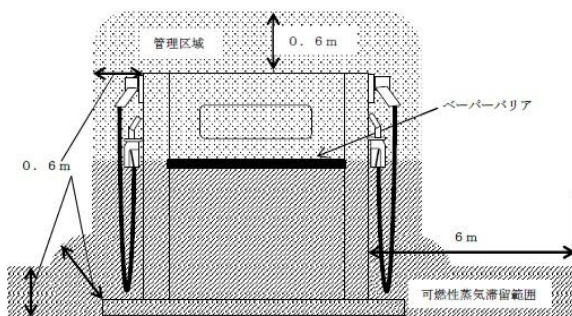


図 17

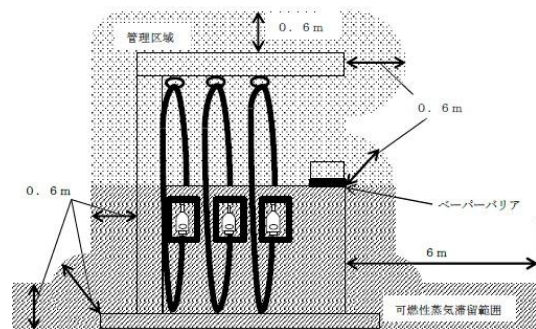


図 18

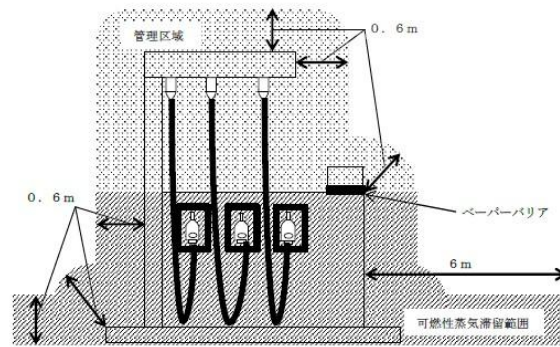


図 19

イ 懸垂式固定給油設備

(ア) 懸垂式固定給油設備の危険箇所の範囲は、図 20 の例による。

(イ) ポンプ室の危険箇所の範囲は、室内のすべて第 2 類危険箇所とする。

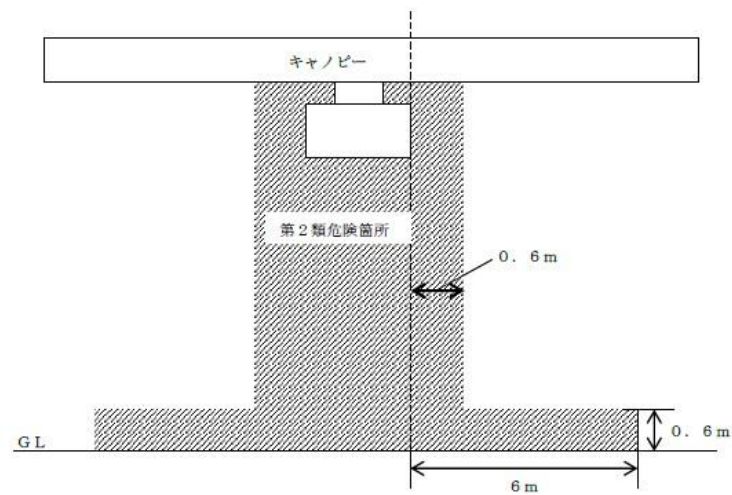


図 20

※ア及びイの固定給油設備のうち、給油ホース部が移動するものにあつては、移動した最先端から測定し、例図中の 6 m を危険箇所の範囲とする。

ウ 混合燃料油調合器

混合燃料油調合器の危険箇所の範囲は、図 21 の例による。

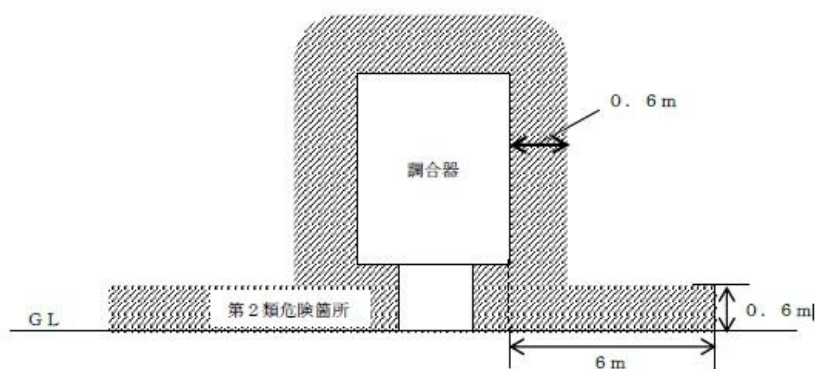


図 21

エ オートリフト室

オートリフト室の危険箇所の範囲は、図 22 の例による。ただし、2 面以上が開放されている室を除く。

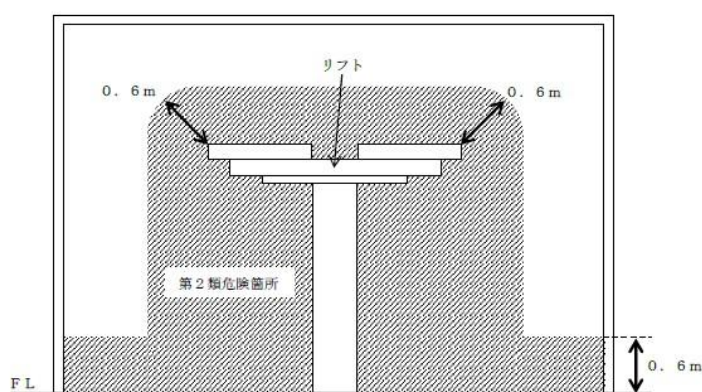


図 22

(5) 地下タンク貯蔵所

地下タンクについては、次によること。なお、地下タンク貯蔵所以外の施設でア及びイに該当するものについては、この例を準用する。

ア 注入口

注入口の危険箇所 の範囲は、図 23 の例による。

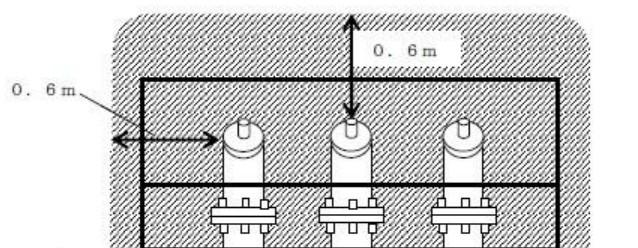


図 23

イ 通気管

通気管の危険箇所の範囲は、図 24 の例による。

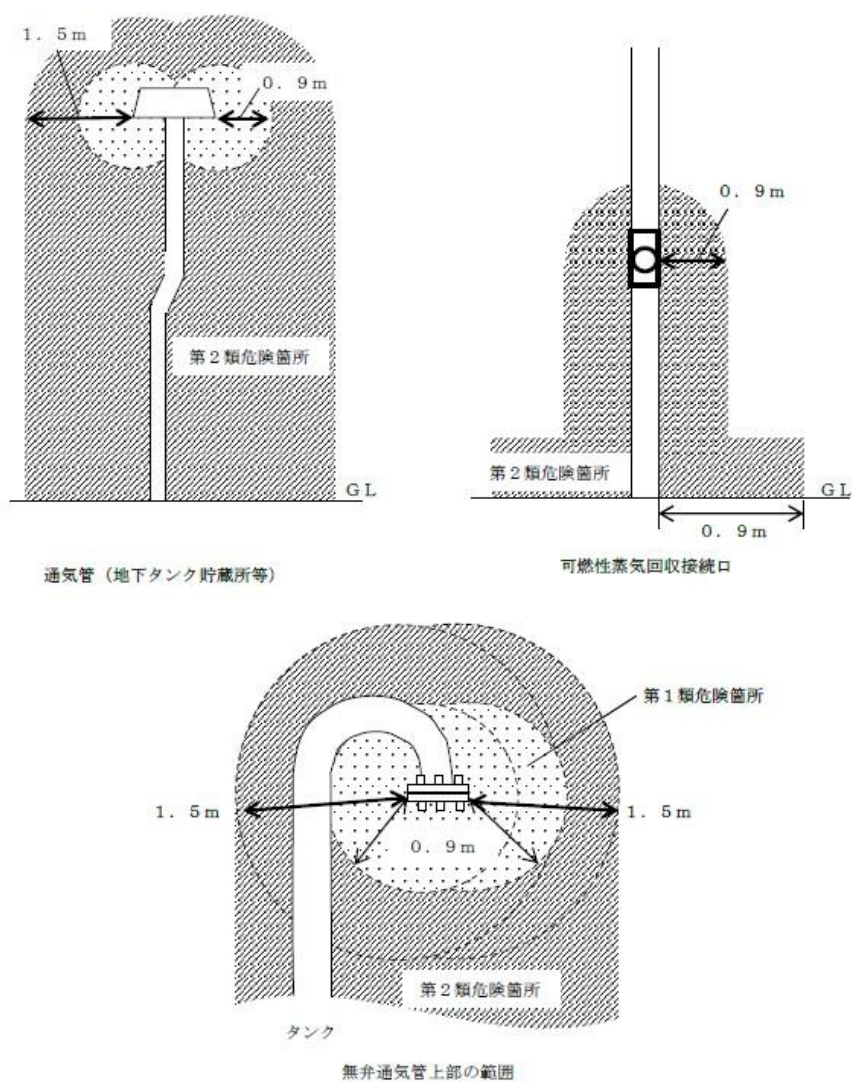


図 24

(6) 移動タンク貯蔵所

常置場所の危険箇所の範囲は、図 25 の例による。

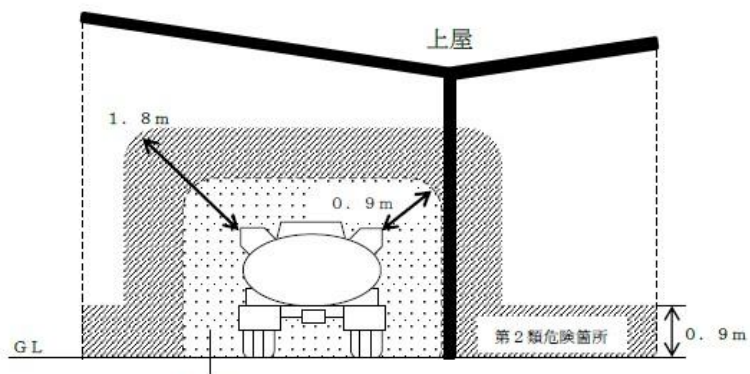


図 25

5 電気機械器具の防爆構造

- (1) 電気機械器具の防爆構造の選定は、危険箇所の分類、危険物の種類及び貯蔵又は取扱いの状況に応じ、次の規格のいずれかに適合させるとともに、(4)の選定例、労働安全衛生法及び独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所発刊の防爆関係指針を参考に選定する。

ア 電気機械器具防爆構造規格（以下「構造規格」という。）（昭和44年労働省告示第16号）

イ 国際整合防爆指針（電気機械器具防爆構造規格第5条の規定に基づき、構造規格に適合する電気機械器具と同等以上の防爆性能を有することが試験等により確認されたものは、規格に適合したものみなす。）※「技術的基準」は平成22年に廃止され、「国際整合防爆指針(2008)」となる。

- (2) IEC規格や海外の認証を取得している防爆機器であっても、国内の爆発危険箇所で使用する電気機械器具は検定に合格し、(6)の型式検定合格標章を付す必要があり、表示のない防爆電気機器は使用してはならない旨が示されていることに留意すること。（労働安全衛生法第44条の2関係）

(3) 防爆構造の種類

電気機器の防爆構造の種類は、次に示すとおりである。

ア 耐圧防爆構造

容器が、その内部に侵入した爆発性雰囲気の内圧爆発に対して、損傷を受けることなく耐え、かつ、容器の全ての接合部又は構造上の開口部を通して外部の爆発性雰囲気への発火を生じることのない電気機器の防爆構造

イ 油入防爆構造

電気機器及び電気機器の部分を油に浸す構造であり、さらに油の上、又は容器内の外部に存在する爆発性雰囲気へ発火を生じることがない電気機器の防爆構造

ウ 内圧防爆構造

容器内の保護ガスの圧力を外部の雰囲気の圧力より高く保持することによって、又は容器内の爆発性ガスの濃度を爆発下限界より十分に低いレベルに希釈することによって、防爆性能を確保する電気機器の防爆構造

エ 安全増防爆構造

通常の使用中にはアーク又は火花を発生することのない電気機器に適用する防爆構造であって、過度な温度の可能性並びに異常なアーク及び火花の発生の可能性に対して安全性を増加する手段が講じられた電気機器の防爆構造

オ 本質安全防爆構造

通常の状態及び仮定した故障状態において、電気回路に発生する電気火花及び高温部が規定された試験条件で所定の試験ガスが発火しないようにした防爆構造

カ 特殊防爆構造

特殊防爆構造とは、(1)～(5)以外の構造で、爆発性ガスの発火を防止できることが、試験等によって確認された構造をいう。

キ 非点火爆発構造

電気機器に適用する防爆構造で、正常な運転中には周囲の爆発性雰囲気を発火するおそれがなく、また、発火を生じる故障を起こす可能性の少ない構造をいう。

ク 樹脂充填防爆構造

電気機械器具を構成する部分であって、火花若しくはアークを発し、又は高温となって点火源となるおそれがあるものを樹脂の中に囲むことにより、ガス又は蒸気に点火しないようにした構造をいう。

(4) 電気機械器具の防爆構造の選定例

危険箇所への選定例は、以下の表による。

準拠規格	種類	防爆記号	危険箇所の分類		
			特別	第1類	第2類
構造規格	耐圧防爆構造	d	×	○	○
	内圧防爆構造	f	×	○	○
	安全増防爆構造	e	×	○ ^{注1}	○
	油入防爆構造	o	×	○ ^{注1}	○
	本質安全防爆構造	i a	○	○	○
		i b	×	○	○
	樹脂充てん防爆構造	m a	○	○	○
		m b	×	○	○
	非点火防爆構造	n	×	×	○
	特殊防爆構造	s	-	-	-
	粉じん防爆普通防じん構造	D P	-	-	-
	粉じん防爆特殊防じん構造	S D P	-	-	-
国際整合 防爆指針	耐圧防爆構造	E x d	×	○	○
	内圧防爆構造	E x p x	×	△	○
		E x p y			
	安全増防爆構造	E x e	×	○	○
	油入防爆構造	E x o	×	○	○
	本質安全防爆構造	E x i a	○	○	○
		E x i b	×	○	○
	樹脂充填防爆構造	E x m a	○	○	○
		E x m b	×	○	○
	非点火防爆構造	n A, n C	×	×	○
		n R, n L			
	特殊防爆構造	E x s	-	-	-

注1 法規では容認されるが、避けたいもの

備考1 表中の記号○、△、×、－の意は、次のとおりとする。

○印：適するもの

△印：保護回路の動作方法により適さないもの

×印：適さないもの ×印：適さないもの

－印：適用されている防爆原理によって適否を判断すべきもの

(5) 防爆構造の表示

電気機器の爆発等級又はグループを示す記号は、下表による。構造規格による防爆電気機器は、対象とする可燃性ガス又は蒸気をその火災逸走限界の値によって、1、2及び3の3段階の爆発等級に分類する。

国際整合防爆指針による防爆電気機器は、2グループに分類され、炭坑用をグループⅠ、工事・事業所用をグループⅡとしている。耐圧防爆構造及び本質安全防爆構造の電気機器については、対象とする爆発性ガスの火災逸走限界及び最小点火電流比に基づいて、それぞれのグループⅡA、ⅡB又はⅡCと使用条件により細分類されている。

ⅡCは、最も条件の厳しいものに使用され、ⅡA及びⅡBの使用条件にも使用できる。

また、Ⅱ Bは、Ⅱ Aの使用条件においても使用できる。

防爆構造の爆発等級又はグループの記号は、その記号を表示した防爆電気機器が、当該及びそれより小さい数字の爆発等級又は上位のアルファベットグループの可燃性ガス蒸気に対して、防爆性能が上級となる。

ア 爆発等級又はグループを示す記号

防爆構造の種類	記号	
	構造規格による爆発等級	国際整合防爆指針による グループ
耐圧防爆構造	1, 2, 3 (a, b, c, n) ※2	ⅡA, ⅡB, ⅡC メタン※3
内圧防爆構造	—	Ⅱ
安全増防爆構造	—	Ⅱ
油入防爆構造	—	Ⅱ
本質安全防爆構造 非点火防爆構造 樹脂充填防爆構造 特殊防爆構造	1, 2, 3 (a, b, c, n) ※2	ⅡA, ⅡB, ⅡC
	Ⅱ ※1	Ⅱ ※1
	Ⅱ	Ⅱ
	※1	—

※1 爆発等級（又はグループ記号の A, B, C）に関係なく適用される防爆構造の電気機器には、爆発等級の記号（又はグループ記号の中の A, B, C）は表示されない。また、非点火防爆構造及び特殊防爆構造における防爆等級又はグループ記号の A, B, C の表示は、適用する防爆構造によって決められる。

※2 爆発等級3において、3 aは水素及び水素ガスを、3 bは二硫化炭素を、3はアセチレンをそれぞれ対象とし、3 nは爆発等級3のすべての可燃性ガス蒸気を対象とすることを示す。

※3 特定の可燃性ガス蒸気の爆発性雰囲気に限定して使用される防爆電気機器には、爆発等級の記号（又はグループ記号の中の A, B, C）の代わりに、当該可燃性ガス蒸気の名前を表示する場合がある。

イ 発火度又は温度等級を示す記号

発火度又は爆発等級の記号は、その記号を表示した防爆電気機器が、小さい数字ほど発火度又は温度等級の可燃性ガス蒸気に対して、防爆性能が上級となる。温度等級は、その防爆電気機器の最高表面温度に基づいた等級を示す。

なお、特定のガス蒸気の爆発性雰囲気に限定して使用される防爆電気機器は、発火度（又は温度等級）の代わりに当該可燃性ガス蒸気の名前又は化学式を表示する。

(ア) 構造規格の可燃性ガス蒸気の発火度の分類は、以下の表による。

発火度 (記号)	発火温度の値 (度)	電気機器の許容温度 (度)
G 1	4 5 0を超えるもの	3 6 0
G 2	3 0 0を超え4 5 0以下	2 4 0
G 3	2 0 0を超え3 0 0以下	1 6 0
G 4	1 3 5を超え2 0 0以下	1 1 0
G 5	1 0 0を超え1 3 5以下	8 0

※各防爆構造に共通で適用される。

(イ) 国際整合防爆指針による温度等級に対応する可燃性ガス蒸気の分類は、以下の表による。

温度等級 (記号)	可燃性ガス蒸気の 発火温度の値 (度)	電気機器の最高表面温度 (度)
T 1	4 5 0を超えるもの	4 5 0以下
T 2	3 0 0を超え4 5 0以下	3 0 0以下
T 3	2 0 0を超え3 0 0以下	2 0 0以下
T 4	1 3 5を超え2 0 0以下	1 3 5以下
T 5	1 0 0を超え1 3 5以下	1 0 0以下
T 6	8 5を超え1 0 0以下	8 5以下

備考1 国際整合防爆指針による防爆電気機器の場合は、温度等級の代わりに最高表面温度のあとに括弧書きで温度等級を表示されることがある。このように最高表面温度が表示された防爆電気機器は、表示された最高表面温度未満の可燃性ガス蒸気に適用される。

ウ 使用条件がある場合の表示

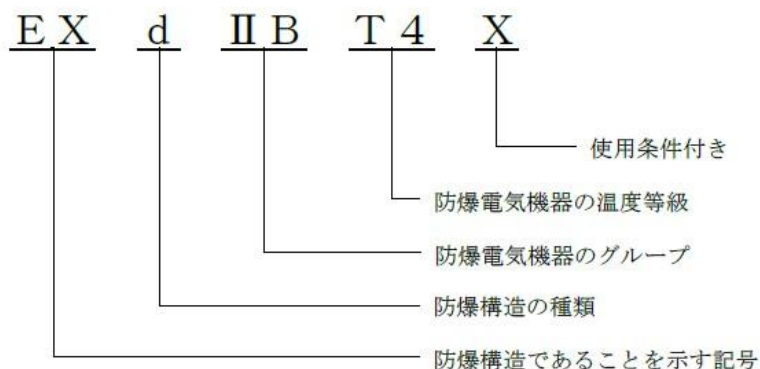
使用条件がある場合は、構造規格による電気機器では使用条件の要点が、また、国際整合指針による電気機器では記号“X”が表示されている。

エ 防爆構造の記号表示例

(ア) 電気防爆構造規格の記号表示例



(イ) 国際整合防爆指針の記号表示例



(6) 防爆構造の型式検定制度

防爆構造の電気機械器具は、労働安全衛生法に基づく「機械検定規則」【昭和 47 年労働省令第 45 号】に合格したものを使用する。

なお、検定に合格したものには、「防爆構造電気機械器具用型式検定合格証」が交付されるとともに、「防爆構造電気器具用型式検定合格標章」が貼付される（下図、写真参照）

労（ 年 月 ） 検
型 式 検 定 合 格 番 号
型式検定合格証の交付を受けた者又はその承継人の氏名又は名称



5 防爆構造適用範囲の電気配線

(1) 電線配線工事は、次によること。

ア 電線工事は、ケーブル（通信用ケーブル以外のケーブルをいう。以下同じ。）、金属管、移動電気機器の電線又は本質安全防爆回路（以下「本安回路」という。）の電線によること。

イ ケーブル又は金属管を引き込むために電気機器に設けられた予備の引込み穴は、その電気機器の防爆構造に適合した閉鎖用部品で密閉すること。

ウ ケーブルの保護管又は金属管の電線には、必要に応じて爆発性雰囲気の流れを防止するためのシーリングを施すこと。

エ 異なる種別の危険場所相互間又は危険場所と非危険場所の間を通過する電線は、爆発性雰囲気が一方向から他方への流動や、ダクト内部などでの滞留を防止する措置を講ずること。

オ 外傷を受けるおそれが多い場所においては、電線の種類に関係なく、特別に電線を保護する必要がある。

カ ケーブルを電気機械器具に引き込むときは、引込口より可燃性蒸気等が内部に侵入しにくく、かつ、引込口で電線が損傷を受けるおそれがないように設置すること。

キ 配線等を納める管又はダクトは、これらを通じてガス等が危険場所以外の場所に漏れないようにすること。

ク 電線と電気機械器具とは、振動によりゆるまないように堅ろうに、かつ、電氣的に完全に接続すること。

ケ 白熱電灯及び放電灯用電灯器具は、造営材に堅ろうに取り付けること。

コ 電動機は、過電流が生じたときに爆燃性蒸気等に引火するおそれがないように設置すること。

サ ケーブル工事は、次によること。

電線は、外装を有するケーブル又はM I ケーブルを使用する場合を除き、保護管その他の防護装置に納める。

(ア) 保護管を用いる場合には、鋼製電線管、配管用炭素鋼鋼管など、ケーブルの外傷保護に十分効果のある保護管を使用する。

(イ) その他の防護装置に納める場合としては、ダクト、トレイ等その周囲を鋼板などで防護する方法がある。

a 金属製ダクト及び金属製トレイは、厚さ 1.2 mm以上の鋼板製又はこれと同等以上の機械的強度をもつものであり、閉鎖された構造であること。

b コンクリート製ダクト（コンクリート製トラフ等を含む。）は、機械的に十分な強度を持ったものであり、内部に突起などがなく滑らかに仕上げること。

c ケーブル同士の接続は、危険場所に対応する防爆構造を有する接続箱内においてのみ行うことができる。

シ 金属管工事は、次によること。

(ア) 金属管は、薄鋼電線管又はこれと同等以上の強度を有するものを使用し、埋設又は著しく腐食するおそれのある場所に設置するものについては、厚鋼電線管を使用すること。

(イ) 管相互及び管とボックスその他の付属品、プルボックス又は電気機械器具とは、5山以上ねじ合わせて接続する方法、その他これを同等以上の効力のある方法により堅ろうに接続すること。

(ウ) 電動機に接続する部分で可とう性を必要とする部分の電線には耐圧防爆型又は安全増防爆型（危険場所に対応したものに限る。）のフレキシブルフィッチングを使用すること。

(エ) 次の箇所にシーリングフィッチングを設け、シーリングコンパウンドを充てんすること。

- a 異なる種別の危険場所の間及び危険場所と非危険場所との隔壁を貫通する電線の隔壁のいずれか1点
この場合、シーリングと隔壁との間の電線管には継ぎ目を設けないこと。
- b 耐圧防爆構造の電気機器に接続される電線管路で、電気機器から45cm以内の箇所
- c 54以上の電線管で電線接続部分を収容する端子箱又はボックス類若しくは電線管が端子箱に出入りする配電盤又は分電盤において、これらから45cm以内の箇所
- d 54以上の電線管で管路長が15mを超える場合には、管路長15m以下ごとに1個の割合で適当な箇所

ス 移動電気機器の電線（電気使用場所に施設する電線のうち、可とう性を要するものをいう。）工事は次によること。

- (ア) 接続点のない3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルを使用すること。
- (イ) 差込接続機（コンセント形又はコネクタ形）は、固定した電源から移動電気機器に電気を供給するのに適した構造のもので、キャブタイヤケーブルを接続する部分にその外形に合ったパッキン及びクランプを備えていること。
- (ウ) 固定した電源と移動電線の接続は、コンセント形差込接続器を用いて行わなければならない。この場合、差込接続器の接地極は、コンセントの配線接続部において、その金属製外被又は接地用配線に確実に接続するものとする。
- (エ) 移動電線と移動電気機器の接続は、移動電気機器に移動電線を直接引き込んで行わなければならない。
- (オ) 移動電線と移動電線とは直接接続してはならない。ただし、やむを得ず接続する必要があるときは、コネクタ形差込接続器を使用すること。

セ 本安回路の電線工事は次によること。

本安回路の電線は、次の事項に留意し、本安回路の防爆性能を損なわないようにしなければならない。

- (ア) 検定機関によって認められた結線図や設置条件に従って本質安全防爆機器及びその関連機器を相互に接続すること。
- (イ) 本安回路と非本安回路の混触を防止するとともに、非本安回路から静電誘導又は電磁誘導を受けることを防止すること。

6 非防爆エリアの設定等

前記に示す危険場所内であっても、次のいずれかの処置をすることにより一般の電気機器を使用することも可能であること。

(1) 強制換気装置とインターロックをもつ電気設備

十分な能力の可燃性蒸気等の排出設備を設け、可燃性蒸気等の放出源の周囲の環境をガス検知器で検知し、可燃性蒸気等の濃度が、爆発下限界の25%以下となるよう管理した上、ガス検知器とその他の電気機器との間にインターロックを持たせる。

なお、ガス検知器及び排出設備は防爆構造のものを使用するものとし、上記設定濃度を

超え、当該電気機器が機能停止した場合であっても危険物の貯蔵又は取扱いに悪影響を及ぼさないこと。

(2) 内圧室

内圧室とは、非防爆エリアに設定する室であって、その室の各部の内圧を、その他のエリアに比べて 25 Pa以上の陽圧に保つことで、一般の電気機器の使用を可能にする室である。

なお、人が入れないような単に電気機器だけを収容した内圧容器（箱又は室状のもの）は内圧室には該当しない。

その他、内圧室には次に掲げる処置を講ずること。

ア 危険場所内のできるだけ爆発の危険の少ない場所で、かつ、内部の作業者が容易に避難できるような位置に設置する。

イ 電気機器、配線、配管、ダクトなどの配置のためのほか、作業者が内部で操作及び管理を行うことができるよう、十分な広さを確保する。

ウ 柱、壁、天井、屋根、床などの主要な構成部分は、不燃材で作られ、かつ、爆風などの機械的影響に対して抵抗力をもつものとし、爆発性雰囲気が入りにくい構造にする。

エ 出入口は、その扉は全て外開きとし、危険場所に面して開口する出入口の扉は、自閉式とする。

オ 危険場所に面する窓は、原則として開放できない構造とすること。

カ 危険場所から内圧室に電気配線等を引き込む場合の引込口は、不燃性のシール材を用いて遮断し、爆発性雰囲気が室内に侵入するのを防ぐこと。

キ 内圧室へ供給する空気の入入口は、常に正常な空気の入入口を確保できる位置に設置すること。

ク 内圧の保持に異常が生じた場合、作業者に報知する適切な警報装置を設置するよう指導する。

(3) 分析室

分析室とは、製造した微量の危険物をサンプリングしたものを分析するために設ける室であって、(2) に準じて設置することにより一般の電気設備を使用することができる。

なお、サンプリングした危険物は密閉した極小の容器により持ち込むものであり、実験等に使用する容器等により、ただちに爆発性雰囲気となるおそれがあるものは分析室とはみなせない。

(4) その他の防爆対策

制御盤等、複雑で防爆構造とすることが困難であり、かつ、気密性を保つことができるケースに収納された電気機器にあっては、そのケース内に連続して空気その他の不燃性の気体を流通させることにより外部より高い内圧を保持することにより、その内部の電気機器は一般のものを使用することができること。

この場合、必要に応じて危政令第 23 条を適用するものとする。

別記 3 各申請書記入要領

1 仮貯蔵・仮取扱い承認申請書記入要領

- (1) 申請の表書きは、仮貯蔵、仮取扱いのいずれか一方しか行わない場合は、実施しない申請を二重線で抹消すること。
- (2) 申請日（申請書提出日）を記入すること。
- (3) 宛先は、「上越地域消防局 消防局長」と記入すること。
- (4) 申請者の欄は、申請者が法人の場合は、その名称、代表者氏名、事務所等の所在及び電話番号を記入すること。
- (5) 危険物の所有者、管理者又は占有者の欄は、仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）を行う危険物の所有者、管理者又は占有者について記入すること。
- (6) 仮貯蔵・仮取扱いの場所の欄は、仮貯蔵等を行う場所の所在地及び名称を記入すること。
- (7) 危険物の類、品名及び最大数量の欄は、類、品名、仮貯蔵等をする最大数量及び指定数量の倍数を記入する。
- (8) 仮貯蔵・仮取扱いの方法の欄は、仮貯蔵等の方法を記入すること。
- (9) 仮貯蔵・仮取扱いの期間の欄は、期間が10日以内になるように記入すること。
- (10) 管理の状況（消火設備の設置状況を含む）の欄は、屋外の場合はバリケード・柵等の設置を屋内の場合は区画の構造等を記入する。仮貯蔵等を行う危険物に適応した消火設備と数量を記入すること。
- (11) 現場管理責任者の欄は、現場管理責任者の住所、氏名、緊急連絡先及び危険物取扱者免状の有無を記入すること。
- (12) 仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理の欄は、仮貯蔵等を行う理由を記入すること。
なお、指定した期間を経過した後の危険物の処理を記入すること。
- (13) その他必要事項の欄は、仮貯蔵等を行う際の安全対策を具体的に記入すること。
※各欄の記入事項を別紙にして添付することもできる。
- (14) 次の仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の記入例を参考にすること。

様式第1の2（第1条の6関係）

危険物 仮貯蔵 承認申請書
仮取扱い

上越地域消防局 消 防 局 長 殿 令和〇〇年〇〇月〇〇日 申 請 者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地 (電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) 氏 名 〇〇株式会社 〇〇工場 工場長 〇 〇 〇 〇			
危険物の所有者、管理者又は占有者	住 所	〇〇市〇〇町〇番地 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
	氏 名	〇〇株式会社〇〇工場 工場長 〇 〇 〇 〇	
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地・名称	〇〇市〇〇町〇番地 〇〇株式会社〇〇工場	
危険物の類、品名及び最大数量		第4類第1石油類（非水溶性） ガソリン 2, 0 0 0 L	指定数量の倍数 1 0 倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法		ドラム缶10本を工場敷地内の屋外に貯蔵。	
仮貯蔵・仮取扱いの期間		令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日まで 1 0 日間	
管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)		バリケードを設置し、周囲へ漏えいしないよう囲いを設置する。 第5種消火設備（10型粉末消火器）2個を設置する。	
現場管理責任者	住 所	〇〇市〇〇町〇番地 緊急連絡先 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
	氏 名	〇 〇 〇 〇 【危険物取扱者免状： ☒ （種類： 乙種第4類 ）・無】	
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理		貯蔵していた施設の改造工事に伴う、危険物の仮貯蔵。 仮貯蔵終了後、貯蔵元施設へ運搬し貯蔵する。	
その他の必要事項		安全対策及び取扱方法は別紙のとおり。	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
4 ※印の欄は、記入しないこと。

2 設置許可申請書（移送取扱所を除く。）記入要領

- (1) 申請の名あて人は、「上越地域消防事務組合 管理者」と記入すること。
- (2) 申請者の住所・氏名の欄は、原則として設置者の住所・氏名と同一とすること。ただし、製造所等の設置者の代理権又は管理の権限を有する者は、申請者となり得るが、この場合の住所は、申請者の住所（法人は、申請者の主たる事業所（事務所）の所在地）とすること。
- (3) 設置者の住所の欄は、設置者の住所を記入すること。ただし、法人は主たる事業所（事務所）の所在地を記入すること。
- (4) 設置者の氏名の欄は、設置者の氏名を記入すること。ただし、法人等の場合は、当該法人等の名称及び代表者の氏名を記入すること。
なお、代表者とは、代表取締役、代理権を有する支店長、工場長又はこれらに類する名称を冠する者をいうものであること。
- (5) 設置場所の欄は、当該製造所等を設置する場所で登記簿に記載されている所在、地番を記入すること。ただし、埋立地等で地番等が確定していない場合は、既に登記されている地番の地先を記入すること。
なお、移動タンク貯蔵所の場合は、当該移動タンク貯蔵所の常置場所の所在、地番を記入すること。また、記入する場合は、通称又は略称は使用しないこと。例：「三丁目15番地の2」を「3-15-2」と略さないこと。
- (6) 設置場所の地域別のうち防火地域別の欄は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する区分により、「防火地域」、「準防火地域」、「指定なし」のうち該当するものを記入すること。
- (7) 設置場所の地域別のうち用途地域別の欄は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する区分により、該当するものを記入すること。
なお、「指定なし」に該当するうち、同法第7条第3項に規定する「市街化調整区域」に該当する場合には、「指定なし（市街化調整区域）」と記入すること。
- (8) 製造所等の別の欄は、「製造所」、「貯蔵所」、「取扱所」のうち該当するものを記入すること。
- (9) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、危政令第2条及び危政令第3条で規定する区分及び第2章第1節第2（危険物製造所等の定義）による区分を記入すること。例：営業用の屋内給油取扱所の場合は、「給油取扱所（営業用屋内）」と記入すること。
- (10) 危険物の類、品名（指定数量）、最大数量の欄は、本編第2章第1節第3により算定した危険物の類、品名（性質）及び当該物品の化学名又は通称名、かつこ書による危政令別表第3に基づく当該品名の指定数量（危険物規則様式第2備考4に該当する場合に限る。）及び最大数量を記入すること。
なお、複数のある場合は、別紙とすることができる。
- (例1) 第3類ナトリウム (10 kg) 500 kg
- (例2) 第4類第1石油類（水） アセトン (400L) 100L
- (例3) 第4類第1石油類（非水） ガソリン (200L) 2,000L
- (例4) 第4類アルコール類（水） メタノール (400L) 500L
- (例5) 第4類第2石油類（非水） 灯油 (1,000L) 2,000L
- (11) 指定数量の倍数の欄は、次によること。

本編第2章第1節第3に基づく指定数量の倍数を記入すること。

(12) 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄は、設置者が当該製造所等の適用に従い、条文を記入すること。

(例1) 一方のみが開放されている屋内給油取扱所の場合 令第17条第2項(規則第25条の9)

(例2) 航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の場合 令第15条第3項(規則第24条の6)

(例2) 危険物消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない特例一般取扱所の場合 令第19条第2項(規則第28条の57)

(13) 位置、構造、設備の概要の欄は、当該製造所等の位置、主要構造、主要設備等を記入すること。

(14) 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要の欄は、当該製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いの目的及び概要を記入すること。

(15) 着工予定期日の欄は、「許可後即日」等許可後に着工する旨の内容を、完成予定期日の欄は、工事日数、完成予定年月日等を記入すること。

(16) 当該申請書の所定の欄に記入できない場合は、当該欄には、「別紙」と記入し、別紙に当該内容を記入すること。

(17) 次の設置許可申請書(移送取扱所を除く。)記入例を参考にすること。

様式第2（第4条関係）

製 造 所
危 険 物 貯 蔵 所 設 置 許 可 申 請 書
取 扱 所

〇〇年〇〇月〇〇日			
上越地域消防事務組合 管 理 者 殿			
申 請 者 新潟県上越市 住 所 〇〇町〇〇番地（電話045-〇〇〇-〇〇〇〇） 氏 名 〇〇化学(株) 代表取締役社長 上越 太郎			
設置者	住所	新潟県上越市〇〇町〇丁目〇番地 電話 123-4567	
	氏名	〇〇化学(株) 代表取締役社長 上越 太郎	
設置場所		新潟県上越市〇〇町〇丁目〇番地〇号	
設置場所の地域別		防 火 地 域 別	用 途 地 域 別
		指定なし	工業地域
製造所等の別		取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分
危険物の類、品名（指定数量）、最大数量		第4類第2石油類 灯油 (1,000ℓ) 1,500ℓ	指定数量の倍数 1. 5
位置、構造及び設備の基準に係る区分		令 第 1 9 条 第 2 項 (規則 第 2 8 条 の 5 7 第 項)	
位置、構造、設備の概要		上記設置場所位置の耐火構造建築物1階にボイラー室を設ける。第5種消火設備を設ける。	
危険物の貯蔵又は取扱方法の概要		ボイラーにて灯油を消費する。	
着工予定期日		許可後即日	完成予定期日 着工後6ヶ月
その他必要な事項			
※受付欄		※経過欄	
		許可年月日 許可番号	※手数料欄

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。
- 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は（ ）内に記載すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。

3 変更許可申請書（仮使用承認）（移送取扱所を除く。）記入要領

- (1) 設置の許可年月日及び許可番号の欄は、当該製造所等の許可年月日及び番号を記入すること。ただし、移動タンク貯蔵所の常置場所の変更を伴う変更許可の場合は、許可行政庁も併せて記入すること。
- (2) 危険物の類、品名（指定数量）、最大数量の欄は、当該変更により危険物の類、品名（指定数量）、最大数量の変更がある場合は、変更前と変更後を記入すること。
- (3) 変更の内容の欄は、当該製造所等の今回変更する部分を簡単に記入すること。
- (4) 変更の理由の欄は、当該製造所等の今回変更する理由を簡単に記入すること。
- (5) その他必要な事項の欄には、今回の変更内容で危政令第 23 条を適用して特例を使用する場合にその旨を記入すること。
- (6) 2 の例によるほか次の変更許可申請書（移送取扱所を除く。）記入例を参考にすること。

様式第5（第5条関係）

製造所
危険物 貯蔵所 変更許可申請書
取扱所

〇〇年〇〇月〇〇日			
上越地域消防事務組合 管 理 者 殿			
申 請 者 新潟県上越市 住 所 〇〇町〇〇丁〇〇番地（電話 000-0000） 氏 名 〇〇石油㈱△△油槽所 所長 上越 太郎			
設置者	住所	新潟県上越市〇〇町〇〇丁〇番地 電話 000-0000	
	氏名	〇〇石油㈱△△油槽所 所長 上越 太郎	
設置場所		新潟県上越市〇〇町〇〇丁〇番地	
設置場所の地域別		防火地域別	用途地域別
		指定なし	工業地域
設置の許可年月日 及び許可番号		昭和〇〇年〇月〇〇日 上消組指令 第〇〇〇〇号	
製造所等の別		貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の 区分
危険物の類、品名（指定 数量）、最大数量		第4類第1石油類 ガソリン （200ℓ）200kℓ	屋外タンク貯蔵所 指定数量の 倍数 1000
位置、構造及び設備の 基準に係る区分		令 第11条 第 1項 （規則 第 条 第 項 ）	
変更の内容		配管の新設及び改造	
変更の理由		作業効率の向上及び品質の管理のため	
着工予定期日		許可後即日	完成予定期日 着工後10日
その他必要な事項			
※受付欄		※経過欄	
許可年月日 許可番号			
※手数料欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この変更許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。
- 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は（ ）内に記載すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第7の2（第5条の3関係）

製造所
危険物 貯蔵所 変更許可及び仮使用承認申請書
取扱所

上越地域消防事務組合 管 理 者 殿				〇〇年〇〇月〇〇日	
申 請 者 新潟県上越市					
住 所 〇〇丁目〇番地 (電話 000-0000)					
〇〇石油株式会社〇〇油槽所					
氏 名 所 長 上越 次郎					
設置者	住所	新潟県上越市〇町〇〇丁目〇番地 電話 000-0000			
	氏名	〇〇石油株式会社 代表取締役社長 上越 太郎			
設置場所		新潟県上越市〇〇町〇〇丁目〇〇番地			
設置場所の地域別		防火地域別		用途地域別	
		指定なし		工業地域	
設置の許可年月日及び 許可番号		昭和〇年〇月〇日 上消組指令 第〇〇〇〇号			
製造所等の別		取扱所	貯蔵所又は取 扱所の区分	一般取扱所	
危険物の類、品名（指定 数量）、最大数量		第4類第2石油類〇〇(1000ℓ)2000ℓ		指定数量の 倍数	2倍
位置、構造及び設備の基 準に係る区分		令 第 1 9 条 第 1 項 (規則第 条 第 項)			
変更の内容		配管の新設及び改造			
変更の理由		作業効率の向上及び品質管理のため			
着工予定期日		許可後即日	完成予定期日	着工後 1 0 日	
その他必要な事項					
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		※ 手 数 料 欄	
		許可年月日 許可番号			

仮使用の承認を申請する 部分	別添図面のとおり	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄
	承認年月日 承認番号	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この申請書は、移送取扱所以外の製造所等について、変更許可申請と仮使用承認申請を同時に行う場合に用いるものであること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。
- 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は（ ）内に記載すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。

4 移送取扱所設置許可申請書記入要領

- (1) 設置場所のうち起点及び終点の欄は、当該移送取扱所のうち最も距離の長い配管の起点と終点の設置場所を記入すること。

なお、この場合も通称又は略称は使用しないこと。

- (2) 設置場所のうち経過地の欄については、危規則様式第3備考4のほか当該事業所構内のみ（当該事業所に接続されている栈橋を含む。）の移送取扱所にあつては、「製油所構内」、「油槽所構内」、「事業所構内」等と記入すること。

また、当該事業所と他の事業所及び海上部分等に設置された栈橋、係留ブイ間の移送取扱所にあつては、当該移送取扱所が主に設置又は通過する事業所の所在地又は海底、河川、道路、橋等の通称を記入すること。

- (3) 配管の延長の欄は、当該移送取扱所のうち最も長い配管の距離を記入すること。

- (4) 配管の外径の欄は、当該移送取扱所の配管の外径をすべて記入すること。ただし、1条の配管の途中で外径が変更するものは当該配管のうち最も距離が長い部分の外径を記入すること。

（例）外径 318.5 mm（12B）の配管が2条、外径 216.3 mm（8B）の配管が5条、外径 165.2 mm（6B）の配管が3条、計10条の配管が設置されている移送取扱所の場合は、「318.5 mm×2条、216.3 mm×5条、165.2 mm×3条と記入すること。

- (5) 配管の条数の欄は、当該移送取扱所における配管の条数を記入すること。ただし、1条の配管が、途中で2条以上に分岐している場合は、当該配管の距離の長い部分の条数を当該配管の条数とすること。

（例）総延長 300L の配管の 100L 部分で2本に分岐（残り 200L）している配管の条数は、2条とすること。

- (6) 危険物の類、品名（指定数量）及び化学名又は通称名の欄は、本編第2章第1節第3（危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法）により算定した危険物の類、品名及び当該品名の化学名又は通称名及びかつこ書きによる危政令別表第3に基づく当該品名の指定数量（危規則様式第3備考5に該当する場合に限る。）を記入すること。

- (7) 危険物の移送量の欄は、本編第2章第1節第1節第3（危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法）により算定した最大取扱数量を記入すること。

- (8) ポンプの種類等の種類・型式、全揚程、吐出量、基数の欄については、当該移送取扱所に設置されているすべてのポンプについて記入すること。

なお、船舶に設置されているポンプ及び当該移送取扱所において、危険物の移送を行う屋外タンク貯蔵所の付属ポンプについては、記入する必要がないものであること。

- (9) 2の例によるほか次の設置許可申請書（移送取扱所）記入例を参考にすること。

様式第3（第4条関係）

移送取扱所設置許可申請書

上越地域消防事務組合 管 理 者 殿		○年○月○日	
申 請 者 新潟県上越市 住 所 ○○町○○番地（電話○○○-○○○○） ○○石油株式会社上越工場 氏 名 工場長 上越 次郎			
設置者	住所	新潟県上越市○○町○○番地 電話 ○○○-○○○○	
	氏名	○○石油株式会社 代表取締役社長 上越 太郎	
設置場所	起点	新潟県上越市○○町1番地○○石油構内	
	終点	新潟県上越市○○町2番地××石油化学構内	
	経過地		
配管	延長	2.4 k m	
	外径	3 1 8 . 5 m m (1 2 B)	
	条数	3 1 8 . 5 m m × 1 , 2 1 6 . 3 m m × 2 条	
危険物の類、品名（指定数量） 及び化学名又は通称名		第4類第1石油類原油 (200) 第4類第2石油類軽油 (1,000)	指定数量 の倍数 27,000
危険物の移送量		原油5, 0 0 0 k l / 日 軽油2, 0 0 0 k l / 日	
ポンプの 種類等	種類・型式	スクリーポンプ・ギアポンプ	
	全揚程	7 0 ・ 6 2 m	
	吐出量	5 0 0 ・ 3 0 0 k l / 時	
	基数	1 ・ 1 基	
危険物の取扱方法の概要		○○石油から××石油化学へ移送する。	
着工予定期日		許可後即日	
完成予定期日		着工後3ヶ月	
その他必要な事項			
※受 付 欄		※経 過 欄	※手 数 料 欄
		許可年月日 許可番号	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この設置許可申請書は、移送取扱所に用いるものであること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 設置場所の欄中、起点及び終点の欄には、起点又は終点の事業所名を併記し、経過地の欄には、配管系が設置される市町村名を記入すること。
- 5 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。
- 6 ※印の欄は記入しないこと。
- 7 総務大臣に申請する場合は、収入印紙（消印をしないこと。）をはり付けること。

5 移送取扱所変更許可申請書記入要領

- (1) 設置場所の起点の欄から配管の条数の欄及び危険物の類、品名（指定数量）及び化学名又は通称名の欄からポンプの種類等の基数の欄（以下この項において「移送取扱所の概要」という。）の変更前の欄には当該移送取扱所の設置又は前回の変更許可の概要を記入すること。
- (2) 移送取扱所の概要の変更後の欄は、今回の変更許可により変更する部分のみを記入し、変更しない場合は空欄とすること。
- (3) 移送取扱所の概要の変更理由の欄は、(2) で記入した欄のみ、変更の理由を記入すること。
- (4) 2 の例によるほか次の変更許可申請書（移送取扱所）記入例を参考にすること。

様式第 6 (第 5 条関係)

移送取扱所変更許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日			
上越地域消防事務組合 管 理 者 殿			
申 請 者 新潟県上越市 住 所 〇〇町〇〇番地 (電話 000-0000) 〇〇石油(株)〇〇製油所 氏 名 取締役所長 上越 太郎			
設置者	住所	東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号 電話 000-0000	
	氏名	上越 四郎	
変更の内容		変更前	変更後
設置場所	起点	〇〇製油所棧橋	
	終点	〇〇製油所構内	
	経過地		
配管	延長	0.45km	km
	外径	318.5、326.3mm	mm
	条数	3 条	条
設置の許可年月日及び許可番号		昭和〇年〇月〇日 上消組指令 第 〇〇〇〇 号	
危険物の類、品名 (指定数量) 及び化学名又は通称名		第 4 類第 2 石油類灯油 (1,000) 第 4 類第 3 石油類重油 (2,000)	
指定数量の倍数		4,400	
危険物の移送量		2,400、4,000 k l/日	k l/日
ポンプの種類等	種類・型式	スクリープンプ	
	全揚程	66m	m
	吐出量	灯油 300 重油 500 k l/時	k l/時
	基数	2 基	基
その他の位置、構造及び設備		上記設置場所 (E 棧橋) に受入用ローディングアーム設置	
着工予定期日		〇〇年〇月	
完成予定期日		〇〇年〇月	
その他必要な事項			
※受付欄		※経過欄	※手数料欄
		許可年月日 許可番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 この変更許可申請書は、移送取扱所に用いるものであること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 設置場所の欄中、起点及び終点の欄には、起点又は終点の事業所名を併記し、経過地の欄には、配管系が設置される市町村名を記入すること。
- 5 品名 (指定数量) の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に () 内に該当する指定数量を記載すること。
- 6 ※印の欄は記入しないこと。
- 7 総務大臣に申請する場合は、収入印紙 (消印をしないこと。) をはり付けること。

様式第7の3（第5条の3関係）

移送取扱所変更許可及び仮使用承認申請書

上越地域消防事務組合 管 理 者 殿				〇年〇月〇日
申請者		新潟県上越市		
住所		〇丁目〇番地〇号（電話 000-0000）		
氏名		〇〇石油株式会社〇〇油槽所 上越 太郎		
設置者	住所	新潟県上越市〇丁目〇番地 電話 000-0000		
	氏名	〇〇石油株式会社 代表取締役社長 上越 太郎		
変更の内容		変更前	変更後	変更の理由
設置場所	起点	〇〇製油所 栈橋	同左	
	終点	〇〇製油所 構内	同左	
	経過地			
配管	延長	0.45 km	0.55 km	配管ルートの変更
	外径	318.5・21.3 mm	同左 mm	
	条数	3 条	同左 条	
設置の許可年月日及び許可番号		昭和〇年〇月〇日 上消組指令 第 〇〇〇〇 号		
危険物の類、品名（指定数量）及び化学名又は通称名		第4 類第2 石油類灯油 (1,000) 第4 類第3 石油類重油 (2,000)	同左	
指定数量の倍数		4,400 倍	同左	
危険物の移送量		灯油 2400 k l/日 重油 4000 k l/日	同左 k l/日	
ポンプの 種類等	種類・型式	スクリーポンプ	同左	
	全揚程	6 6 m	左 m	
	吐出量	灯油 300 k l/時 重油 500 k l/時	同左 k l/時	
	基数	2 基	左 基	
その他の位置、構造及び設備		上記設置場所（E 栈橋）に受入用ローディングアームを設置		
着工予定期日		許可後即日		
完成予定期日		着工後10日		
その他必要な事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		※ 手 数 料 欄
		許可年月日 許可番号		

仮使用の承認を申請する部分	別添図面のとおり		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		※ 手 数 料 欄
	承認年月日 承認番号		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この申請書は、移送取扱所について、変更許可申請と仮使用承認申請を同時に行う場合に用いるものであること。

3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

4 設置場所の欄中、起点及び終点の欄には、起点又は終点の事業所名を併記し、経過地の欄には、配管系が設置される市町村名を記入すること。

5 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。

6 ※印の欄は記入しないこと。

7 総務大臣に申請する場合は、収入印紙（消印をしないこと。）をはり付けること。

別記 4 各構造設備明細書記入要領

1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領

- (1) 「事業所の概要」の欄は、当該製造所（一般取扱所）を設置する事業所等の主たる事業の概要について具体的に記入すること。
- (2) 「危険物の取扱作業の内容」の欄は、危険物の貯蔵・取扱方法の概要を記入すること。
- (3) 「敷地面積」の欄は、製造所（一般取扱所）として規制される区画の面積を記入すること。（保有空地は含まない。）
- (4) 「建築物の構造」の欄の記入は次によること。

ア 1 棟の建築物すべてが製造所（一般取扱所）として規制される場合（1 棟規制）の「建築物の構造」の欄の記入は次によること。

なお、架構により設置されているものについても、これに準じて記入すること。

(ア) 「階数」の欄は、当該建築物の建基令第 2 条第 1 項第 8 号で規定する階数を記入すること。また、地階がある場合は「地上〇階、地下〇階」と記入すること。

(イ) 「建築面積」の欄は、当該建築物の建基令第 2 条第 1 項第 2 号で規定する面積を記入すること。

(ウ) 「延べ面積」の欄は、当該建築物の建基令第 2 条第 1 項第 4 号で規定する面積（各階の床面積の合計）を記入すること。

(エ) 「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、建基法第 2 条第 6 号で規定する延焼のおそれのある部分に施設の外壁が該当する場合は、当該外壁の構造を記入するとともに、かっこ書きで「耐火構造」と記入すること。※「鉄筋コンクリート造（耐火構造）」

(オ) 「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該建築物のうち、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造を記入するとともに、かっこ書きで「耐火構造」、「不燃材料」の別を記入すること。

なお、準不燃材料が認められる部分の間仕切り壁について、準不燃材料を使用する場合は併せて記入すること。※「外壁 モルタル（不燃材料）、間仕切り壁 一部石膏ボード（準不燃材料）」

(カ) 「柱」、「床」、「はり」、「屋根」の欄は、当該部分の構造を記入するとともに、かっこ書きで「耐火構造」、「不燃材料」の別を記入すること。※「鉄筋コンクリート（耐火構造）」

(キ) 「窓」の欄は、「防火設備」と記入するとともに、ガラスを用いる場合は、かっこ書きで「網入ガラス」と記入すること。※「特定防火設備（網入りガラス）」

(ク) 「出入口」の欄は、(キ) の例により記入するとともに、自動閉鎖式のものを設置する場合は、かっこ書きで「自閉式」と記入すること。※「特定防火設備（自閉式）」

(ケ) 「階段」の欄は、屋内階段又は屋外階段の別及び数を記入するとともに、かっこ書きで「耐火構造」、「不燃材料」の別を記入すること。※「屋外階段 1 か所（耐火構造）」

イ 1 棟の建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設置した場合における「建築物の構造」の欄の記入は次によること。

- (ア) 「階数」の欄は、当該製造所（一般取扱所）が設置されている階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上〇階、地下〇階」と記入すること。
- (イ) 「建築面積」の欄は、記入せず斜線を引くこと。
- (ウ) 「延べ面積」の欄は、当該製造所（一般取扱所）として規制される部分の床面積の合計を記入すること。
- (エ) 「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、当該製造所（一般取扱所）として規制される外壁で、該当する部分がある場合に、当該外壁の構造を記入するとともに、かっこ書きで「耐火構造」と記入すること。
- (オ) 「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該製造所（一般取扱所）として規制される他用途部分との区画の壁、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造を記入するとともに、かっこ書きで「耐火構造」、「不燃材料」の別を記入すること。
- (カ) 「柱」、「床」、「はり」の欄は、当該製造所（一般取扱所）として規制される部分の該当する構造を記入するとともに、かっこ書きで「耐火構造」、「不燃材料」の別を記入すること。
- (キ) 「屋根」の欄は、当該製造所（一般取扱所）として規制される屋根（上階がある場合には上階の床）の構造を記入するとともに、かっこ書きで「耐火構造」、「不燃材料」の別を記入すること。
- (ク) 「窓」の欄は、当該製造所（一般取扱所）として規制される窓について、「防火設備」と記入するとともに、ガラスを用いる場合はかっこ書きで「網入りガラス」と記入すること。
- (ケ) 「出入口」の欄は、当該製造所（一般取扱所）として規制される外壁又は他用途部分との区画に設置される出入口について、(ク)の例により記入するとともに、自動閉鎖のものを設置する場合は、かっこ書きで「自閉式」と記入すること。
- (5) 「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」の欄は、1棟の建築物すべてが製造所（一般取扱所）として規制される場合は、斜線を引いて記入せず、建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設置する場合は次によること。
- ア 「階数」の欄は、当該製造所（一般取扱所）が設置されている建築物全体の階数を記入すること。ただし、地階がある場合は「地下〇階、地上〇階」と記入すること。
- イ 「建築面積」の欄は、当該製造所（一般取扱所）が設置されている建築物全体の建築面積を記入すること。
- ウ 「延べ面積」の欄は、当該製造所（一般取扱所）が設置されている建築物全体の床面積の合計を記入すること。
- エ 「建築物の構造概要」の欄は、当該製造所（一般取扱所）が設置される建築物全体の主要構造部の概要を記入すること。※「鉄筋コンクリート造」等
- (6) 「製造（取扱）設備の概要」の欄は、危険物を製造し又は取り扱う機器、設備の名称及び設置基数等を記入すること。
- なお、地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが6 m以上の部分において、危険物を取り扱う設備（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものを除く。）を有する場合は、その高さを記入すること。※「蒸留塔（12m）、反応塔」等 「ローディングアーム3基」等
- (7) 「危政令第9条第1項第20号のタンクの概要」の欄は、当該製造所（一般取扱所）に設置されるタンクで、貯蔵又は取り扱われる危険物の容量が、指定数量の5分の1以上で

ある場合に記入するものとし、タンク容量及び設置基数を記入すること。

なお、タンク容量が指定数量の5分の1未満である場合は、(6)の欄に記入すること。

また、令第9条第1項第20号で規定される危険物を取り扱うタンクには、一般的に計量タンク、混合タンク、静置タンク、バラストタンク等のタンクが該当するものであること。

- (8) 「配管」の欄は、当該製造所（一般取扱所）で使用される代表的な配管の材質及び内径を記入すること。※「SGP ○○mm」、「STPG ○○mm」等
- (9) 「加圧設備」の欄は、危険物が5 Kpaを超えて加圧若しくは減圧する設備がある場合に記入するものとし、加圧を行う設備名、加圧される危険物の通称名及び設定圧力等を記入すること。
なお、送液のためのポンプ設備は該当しないものであること。
- (10) 「加熱設備」の欄は、危険物を直接又は間接的に加熱する設備がある場合に記入するものとし、加熱を行う設備名、加熱される危険物の通称名及び設定温度を記入すること。
- (11) 「乾燥設備」の欄は、危険物を直接乾燥する設備又は危険物に含まれる溶剤等を蒸発させる設備がある場合に記入するものとし、乾燥を行う設備名、乾燥される危険物の通称名、及び設定温度を記入すること。
- (12) 「貯留設備」の欄は、当該製造所（一般取扱所）に設置されるためます、油分離装置、排水溝等の大きさ及び設置個数を記入すること。
- (13) 「電気設備」の欄は、照明器具、電動機、スイッチ等の防爆構造等を記入すること。ただし、「電気工作物に係る法令の規定による」と記入することでもよい。
- (14) 「換気、排出の設備」の欄は、当該製造所（一般取扱所）に設置される換気設備又は危険物の蒸気又は微粉を排出する設備の種類を記入すること。※「自然換気(ガラリ)」「強制排出設備（防火ダンパー付）」
- (15) 「静電気除去設備」の欄は、静電気を発生しやすい危険物を取り扱う設備を接地することにより発生する静電気を除去するもので、○種接地○オーム以下と記入すること。ただし、電気設備を設置することにより設ける接地は該当しない。※「D種接地工事 100Ω以下」等
- (16) 「避雷設備」の欄は、「独立避雷針」「独立架空地線」等の種別を記入すること。ただし、「JIS A4201に適合するよう設置」と記入することでもよい。※「独立避雷針 A種接地工事 10Ω以下」等
- (17) 「警報設備」の欄は、当該製造所（一般取扱所）に設置する警報設備について、危規則第37条各号の区分により記入すること。※「自動火災報知設備」「加入電話」等
- (18) 「消火設備」の欄は、当該製造所（一般取扱所）に設置する消火設備について、危政令別表第5の区分により記入すること。※「第3種泡消火設備 泡ヘッド○個、屋外泡消火栓○基」等「第5種消火設備 粉末消火器（10型）2個」等
- (19) 「工事請負者住所氏名」の欄は、工事を請け負った法人等の名称、住所及び電話番号並びに本申請に係る担当者名及び電話番号を記入すること。※工事請負者 上越市○○区○町○丁目○番○号 株式会社消防 ○○○-○○○○ 申請担当者 ○○株式会社 氏名○○○○ 電話○○○-○○○○
- (20) 備考3に定める20号タンクの構造設備明細書記入要領は、それぞれの様式における記入例によるが、タンクが複数となる場合は右欄外に呼称番号を記入するとともに、「事業の概要」欄には、貯蔵し取り扱う危険物の通称名を記入し、様式第4のハにあっては、「ポンプ設備の概要」、「配管」、「消火設備」、様式第4のニにあっては、「タンク専用室の

構造」、「建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造」、「ポンプ設備」、「採光、照明設備」、「換気、排出の設備」、「配管」、「消火設備」、「警報設備」、様式第4のホにあっては、「ポンプ設備の概要」、「配管」、「電気設備」、「消火設備」の欄は原則として記入せず斜線を引くこと。

様式第4のイ（第4条、第5条関係）

製造所
一般取扱所

構造設備明細書

事業の概要		電気通信業					
危険物取扱作業の内容		地下タンク貯蔵所から、一般取扱所内サービスタンクに灯油を受入れ、非常用予備発電設備で消費する。					
製造所(一般取扱所)の敷地面積		700 m ²					
建築物の構造	階数	1階	建築面積	70 m ²		延べ面積	70 m ²
	壁	延焼のおそれのある外壁	鉄筋コンクリート造(耐火構造)	柱	鉄筋コンクリート造(耐火構造)	床	鉄筋コンクリート造(耐火構造)
		その他の壁	ALC125mm(耐火間仕切壁)	はり	鉄筋コンクリート造(耐火構造)	屋根	鉄筋コンクリート造(耐火構造)
	窓			出入口	特定防火設備(自閉式)	階段	
建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造		階数	地下1階 地上3階	建築面積	950 m ²	延べ面積	3,600 m ²
		建築物の構造概要		鉄骨鉄筋コンクリート造			
製造設備の概要(取扱)	非常用予備発電設備(250KVA)1基及びその付属設備						
令第9条第1項第20号のタンクの概要	サービスタンク 1, 950 l						
配管	SGP管			加圧設備			
加熱設備				乾燥設備			
貯留設備	縦、横、深さ300mmのためす1か所			電気設備	電気工作物に係る法令の規定による。		
換気、排出の設備	強制換気			静電気除去設備			
避雷設備				警報設備	加入電話		
消火設備	第3種消火設備(窒素ガス消火設備) 1式 第5種消火設備 ABC粉末消火器 2個						
工事請負者住所氏名	上越市大字藤野新田330番地1 上越工事株式会社 代表取締役 上越太郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇 申請担当者 上越サービス株式会社 上越四郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇						

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

3 令第9条第1項第20号のタンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ)を添付すること。

屋外タンク貯蔵所構造設備明細書

(V-001)

事業の概要		重油を貯蔵する			
貯蔵する危険物の概要		引火点	62.0℃	貯蔵温度	常温 ℃
基礎、据付方法の概要		基礎鉄筋コンクリート 鋼製支柱(耐火被覆)			
タンクの構造、設備	形状	角形		常圧・加圧 (kPa)	
	寸法	縦 982 mm 横 1,891 mm 高さ 1,166 mm	容量	1,950 ℓ	
	材質、板厚	材質 SS400 板厚 底板 4.5mm 側板 4.5mm 屋根板 4.5mm			
	通気管	種別	数	内径又は作動圧	
		無弁通気管	1	32A mm kPa	
	安全装置	種別	数	作動圧	
				kPa	
液量表示装置	フロート式液面計 (上下限警報付)	引火防止装置	有 ・ 無		
不活性気体の封入設備			タンク保温材の概要		
注入口の位置				注入口付近の接地電極	有 ・ 無
防油堤	構造	容量		排水設備	
	鉄筋コンクリート造	94 m³		溜めます、排水弁40mm 1個	
ポンプ設備の概要					
避雷設備					
配管					
消火設備				タンクの加熱設備	
工事請負者住所氏名		上越市大字藤野新田 330 番地 1 上越工事株式会社 代表取締役 上越太郎 電話 〇〇〇-〇〇〇〇			

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

屋内タンク貯蔵所構造設備明細書

(V-002)

事業の概要		電気通信業					
タンク構造専用室の	壁	延焼のおそれのある外壁			床	鉄筋コンクリート造 (耐火構造)	
		その他の壁	鉄筋コンクリート造 (一部コンクリートブロック) (耐火構造)		出入口	特定防火設備 (自閉式) (しきい高さ120cm)	
	屋根	(上階の床) 鉄筋コンクリート造 (耐火構造)		その他		危険物収容容量 20,000ℓ	
建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造		階数	地上3階 地下2階	設置階	地下1階	建築面積	20㎡
		建築物の構造概要		鉄骨鉄筋コンクリート			
タンクの構造、設備	形状	角型			常圧・加圧 (kPa)		
	寸法	幅 1800mm、高さ 2700mm 奥行き 3300mm			容量	15,000ℓ	
	材質、板厚	材質 SS400 板厚 底板 9mm、側板 8mm、屋根板 4.5mm					
	通気管	種 別	数		内径又は作動圧		
		無弁通気管		1		32mm kPa	
	安全装置	種 別	数		作 動 圧		
						kPa	
液量表示装置	フロート式液面計系			引火防止装置	☐ ・ 無		
注入口の位置		屋外給油口より受け入れ65A (詳細別紙図面)			注入口付近の接地電極	☐ ・ 無	
ポンプ設備の概要		屋内タンク貯蔵所タンク室にポンプ設備を設置し、2階に設置の一般取扱所の自家発電用サービスタンクに送油する。					
採光、照明設備		防爆型照明器具 2基		換気、排出の設備		機械式換気設備	
配管		材質 SGP 40A等 配管は全て溶接接合とし、錆止め塗装を行う。					
消火設備		第3種消火設備 新ガス (窒素ガス) 消火設備 第5種消火設備 粉末消火設備 10型 2基			警報設備	自動火災報知設備	
工事請負者住所氏名		上越市大字藤野新田 330 番地 1 上越工事株式会社 代表取締役 上越太郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇 申請担当者 上越サービス株式会社 上越二郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇 〇					

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造欄は、該当する場合のみ記入すること。

地下タンク貯蔵所構造設備明細書 (20号タンク)

事業の概要		地域への福祉のサービスを行う。		
タンクの設置方法		タンク室 ・ 直埋設 ・ 漏れ防止		
タンクの種類		鋼製タンク・強化プラスチック製二重殻タンク・鋼製二重殻タンク 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク		
タンクの構造、設備	形状	横置円筒型	常圧 ・ 加圧 (	kPa)
	寸法	内径 1,600 mm 胴長 5,240 mm 鏡出 310 mm	容量	10,000ℓ
	材質、板厚	材質SS400 板厚 胴板 9mm 鏡板 9mm		
	外面の保護	タンク外面に錆止めプライマーを塗布し、プライマーが接触乾燥後にエポキシ樹脂を塗布し、すぐにヘッシャंकロスを貼付する。 最後にエポキシ樹脂を2mm以上となるように均一に塗布する。		
	危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要	タンク本体の外側に4か所漏洩検知管を設ける。 漏洩検知管は、二重構造とし、砂等の混入を防止する。		
	通気管	種別	数	内径又は作動圧
		無弁通気管	1	40A mm kPa
	安全装置	種別	数	作動圧
				kPa
可燃性蒸気回収設備	有 () ・ 無			
液量表示装置	直上読取式液面計	引火防止装置	有 ・ 無	
タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要		基礎は縦2,500mm 横6,550mm 厚さ300mmとし、地下貯蔵タンクの水平断面より大きいものとし鉄筋を入れて堅固にする。 タンク本体は、基礎に埋め込んだ6本の16mmのアンカーボルトに、帯板状の鋼製バンド(65×6mm)3か所にて固定する。		
注入口の位置		注入口付近の接地電極	有 ・ 無	
ポンプ設備の概要				
配管				
電気設備				
消火設備				
工事請負者住所氏名		上越市大字藤野新田330-1 上越工事株式会社 代表取締役 上越三郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇 申請担当者 上越サービス株式会社 上越四郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「直埋設」とは、地下貯蔵タンク(二重殻タンクを含む。)をタンク室以外の場所に設置する方法(地下貯蔵タンクを危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置する方法を除く。)をいう。

3 「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」とは、令第13条第2項第2号イに掲げる材料で造った地下貯蔵タンクに同項第1号ロに掲げる措置を講じたものをいう。

2 屋内貯蔵所構造設備明細書記入要領

- (1) 「事業所の概要」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(1)の例によること。
- (2) 「建築物の構造」の欄は、「軒高・階高」の欄を除き、「製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(4)ア又は(5)イの例によること。
なお、「軒高・階高」の欄にあつては次によること。
 - ア 1 棟の建築物すべてが屋内貯蔵所として規制される場合は、軒高（地盤面から軒までの高さ）を記入すること。
 - イ 1 棟の建築物の一部に設置した屋内貯蔵所の場合は、階高（床面から上階の床の下面、上階のない場合は軒までの高さ）を記入すること。
- (3) 「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、1 棟の建築物すべてが屋内貯蔵所として規制される場合は、記入せず斜線を引くこと。
なお、1 棟の建築物の一部に設置した屋内貯蔵所の場合の「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(5)の例によること。
- (4) 「架台の構造」の欄は、当該屋内貯蔵所内に設置した架台の材質、大きさ及び固定の方法並びに設置台数を記入すること。
- (5) 「採光、照明の設備」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置される採光又は照明設備の種類等の概要を記入すること。
- (6) 「換気、排出の設備」、「電気設備」、「避雷設備」の欄は、それぞれ「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(14)、(13)、(16)の例によること。
- (7) 「通風、冷房装置等の設備」の欄は、温度の上昇により分解し、発火するおそれのある危険物等を貯蔵する場合に、当該屋内貯蔵所内の温度を当該危険物の発火する温度に達しないようにするために設けられる通風又は冷房装置等の概要を記入すること。
- (8) 「消火設備」、「警報設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(18)、(17)、(19)の例によること。

様式第4のロ（第4条、第5条関係）

屋内貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		試薬及び工業薬品の販売							
建築物の構造	階数	1 階		建築面積		2 5 5 m ²		延べ面積	2 4 5 m ²
	壁	延焼のおそれある外壁	鉄筋コンクリート造（耐火構造）		柱	鉄骨岩綿吹付 30mm（耐火構造）		床	鉄筋コンクリート造（耐火構造）
		その他の壁	A L C 板 7 0 mm（耐火構造）		はり	鉄骨H型鋼（不燃材料）		屋根又は上階の床	石綿大波スレート（不燃材料）
	窓			出入口	特定防火設備（自閉式）	階段			軒高 階高
建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造		階数			建築面積	m ²		延べ面積	m ²
		建築物の構造概要							
架台の構造		固定式スチールラック 4 段積み（アンカーボルトにて基礎に固定）							
採光、照明設備		F L 4 0 W × 2 1 0 個 防爆型照明器具（e G - 1 タイプ）							
排気、排出の設備		強制換気設備							
電気設備		電気工作物の法令に係る規定による。							
避雷設備		架空地線（保護角 4 0 ° ）							
通風、冷房装置等の設備									
消火設備		第 3 種消火設備 泡ヘッド○○個 A B C 粉末消火器 2 個							
警報設備		自動火災報知設備（防爆仕様）							
工事請負者住所氏名		上越市大字藤野新田 330 番地 1 上越工事株式会社 代表取締役 上越太郎 電話 ○○-○○○○○ 申請担当者 上越サービス株式会社 上越四郎 電話 ○○-○○○○○							

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

3 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領

(1) 「事業の概要」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(1)の例により記入すること。

(2) 「貯蔵する危険物の概要」の欄は、当該タンクに貯蔵する危険物の引火点及び最高貯蔵温度を記入すること。 ※引火点「11℃」貯蔵温度「常温」等

(3) 「基礎、据付方法の概要」の欄は、当該タンクの地盤改良方法、基礎形式及びタンク固定方法の概要を記入すること。

なお、危政令第11条第1項第5号の支柱を有する場合は、かつこ書きで「耐火被覆」と記入すること。 ※「地盤－サンドドレーン工法」「基礎－盛土基礎」「鉄筋コンクリート製基礎、鋼製支柱（耐火被覆）、アンカーボルトで固定」

(4) 「タンクの構造、設備」の欄は次によること。

ア 「形状」の欄は、形状及び屋根形状（底部形状）により次に掲げる区分等により記入すること。

(ア) 一般的な縦置形状のタンクを屋根の形状により区分したもので、(C. R)、(F. R)、(D. R)、(I. F. R)等に区分する。 ※「縦置円筒型 (C. R)」

(イ) 横置円筒型タンクを縦置きにしたもので、底部の形状により（円すい型）、（半だ円型）等に区分する。 ※「縦置円筒型（円すい型）」

(ウ) 横置円筒型

(エ) 角型

イ 「常圧、加圧 (kPa)」の欄は、当該タンクの貯蔵方法で該当するものを○印で囲み、加圧（負圧を含む）の場合はその圧力を記入すること。

なお、常圧とは正圧又は負圧で5kPaを超えないものであること。

ウ 「寸法」の欄は、次によること。

(ア) ア (ア) の縦置円筒型タンクは、内径及び高さ（側板のトップアングルまでの高さ）を記入すること。

(イ) ア (イ) の縦置円筒型タンクは、内径、胴長（円筒部分の長さ。以下同じ）及び鏡出の内側寸法（板の厚さを引いた寸法。以下同じ）を記入すること。

(ウ) 横置円筒型タンクは、内径、胴長及び鏡出の内側寸法を記入すること。

(エ) 角型タンクは、縦、横及び高さの内側寸法を記入すること。

エ 「容量」の欄は、当該タンクの許可容量（タンク内容積から危険物規則第3条の規定による空間容積を引いた量）を記入するとともに、許可液面高さを併記すること。

オ 「材質、板厚」の欄は、当該タンクを構成する材料（JIS 記号）及び板厚を記入すること。 ※「底板 SS400 6mm 側板 1、2 段 SS400 4.5mm 屋根板 SS400 3.5mm」等

カ 「通気管」の欄は、当該タンクに設置される通気管の種別、設置数及び内径（無弁通気管等）又は作動圧（大気弁付通気管等）を記入すること。

なお、内径として呼び径を使用するものは呼び径（A）記号の使用を認める。

- キ 「安全装置」の欄は、当該タンクが圧力タンクの場合、その種別、設置数及び作動圧を記入すること。
- ク 「液量表示装置」の欄は、当該タンクに設置される液面計の形式等を記入すること。 ※「反射式」、「差圧式」、「フロート式」等
- ケ 「引火防止装置」の欄は、当該タンクに設置される通気管に取り付けられる引火防止装置の有無を○印で囲むこと。
- コ 「不活性気体の封入設備」の欄は、当該タンクに窒素ガス等不活性ガスを封入する設備を設置するときには、その概要を記入すること。
- サ 「タンク保温材の概要」の欄は、タンクの外周等に保温を施す場合には、保温材の材質及び固定方法等の概要を記入すること。
- (5) 「注入口の位置」の欄は、移動タンク貯蔵所等からのタンク受入口の設置場所を記入すること。なお、他の許可施設から配管により受け入れる場合は、記入せず斜線を引くこと。 ※「遠方注入口 ○○mm (詳細別紙図面)」、「タンク脇○○mm (詳細別紙図面)」
- (6) 「注入口付近の接地電極」の欄は、当該注入口付近に設置されるローリーアースの有無を○印で囲むこと。
- (7) 「防油堤」の欄は、次によること。
- ア 「構造」欄は、当該防油堤の構造を記入すること。 ※「鉄筋コンクリート造」「盛土造」
- イ 「容量」の欄は、当該防油堤の容量を記入すること。
また、連結工による場合はかつこ書きで「連結工」と記入すること。
- ウ 「排水設備」の欄は、当該防油堤内の雨水等を排水する設備の概要を記入すること。 ※「排水バルブ○○mm○個 (開閉状況確認装置付)」
- (8) 「ポンプ設備の概要」の欄は、当該タンクの危険物の受け払いを行い、かつ当該タンクの附属とするポンプ設備の呼称、ポンプ製造会社名、型式及び吐出量等を記入すること。
- (9) 「避雷設備」の欄は、当該タンクに設置する避雷設備を記入すること。 ※「簡略接地」等
- (10) 「配管」及び「消火設備」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領及びの例」によること。ただし、消火設備で固定式の第3種泡消火設備を設置するものにあつては、チャンバーの型式及び設置個数を記入すること。 ※「第3種泡消火設備Ⅱ型 2基」「補助泡消火栓 2基」
- (11) 「工事請負者住所氏名」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領(19)」の例によること。

様式第4のハ（第4条、第5条関係）

屋外タンク貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		化学薬品製造業			
貯蔵する危険物の概要		引火点	60℃		貯蔵温度 常温 ℃
基礎、据付方法の概要		地盤改良－深さ1.5m砕石（C40）置換 基礎－鉄筋コンクリート 据え付け方法－鉄筋コンクリート基礎にアンカーボルトで固定			
タンクの構造、設備	形状	縦置円筒型（C.R）		常圧・加圧（ kPa）	
	寸法	内径9,500mm 高さ9,500mm		容量	600kℓ (許可液面高さ 8,460mm)
	材質、板厚	材質 SUS 304 板厚 アニュラ板 6mm 底板 6mm 屋根板 4mm 側板 1段 6mm、2～3段 5mm、4～5段 4mm			
	通気管	種別	数	内径又は作動圧	
		大気弁付通気管	1	+ 0.4 mm － 0.3 kPa	
	安全装置	種別	数	作動圧	
				kPa	
	液量表示装置	差圧式液面計	引火防止装置	有・無	
不活性気体の封入設備	窒素シール	タンク保温材の概要			
注入口の位置		遠方注入口（別図参照）	注入口付近の接地電極	有・無	
防油堤	構造		容量	排水設備	
	鉄筋コンクリート造		750 m³	溜めます・排水弁100A	
ポンプ設備の概要		OP-○○○ 20m³/h×25m 1基			
避雷設備		簡略接地（10Ω以下）			
配管		SUS304 50A等 埋設配管は溶接接合をするとともに、デンゾーテープにより防食施工			
消火設備		第3種消火設備 固定泡消火設備 II型 2基 第5種消火設備 粉末消火器 20型 2基		タンクの加熱設備	
工事請負者住所氏名		上越市大字藤野新田 330-1 上越工事株式会社 代表取締役 上越太郎 電話○○○-○○○○ 申請担当者 上越サービス株式会社 上越四郎 電話○○○-○○○○			

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4 屋内タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領

- (1) 「事業の概要」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(1)の例によること。
- (2) 「タンク専用室の構造」の欄は、次によること。
なお、タンク専用室とは、タンク及びタンクに連なる配管又はこれに準ずるもの並びに消火器等の保安のための設備が設置される専用室をいう。
- ア 「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、該当する部分がある場合に当該外壁の構造を記入するとともに、かっこ書きで「耐火構造」と記入すること。
- イ 「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該建築物のうち延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造を記入するとともに、かっこ書きで「耐火構造」、「不燃材料」の別を記入すること。
- ウ 「床」の欄は、当該床の構造を記入するとともに、かっこ書きで「耐火構造」、「不燃材料」と記入すること。
- エ 「出入口」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」1 (4) ア (ク) 又はイ (ケ) の例によること。
なお、「しきいの高さ」は、当該専用室のしきいの高さを記入すること。
- オ 「屋根」の欄は、当該部分の構造を記入するとともにかっこ書きで「不燃材料」と記入すること。
また、タンク専用室を平屋建以外の建築物に設けるもので、上階がある場合にあっては上階の床の構造を記入するとともに、かっこ書きで「耐火構造」と記入すること。
- カ 「その他」の欄は、危険物が漏えいした場合にこれを収容することができる容量等を記入すること。(しきいの高さ又は流出防止措置により危険物を収容できる容量)
- (3) 「建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」の例によること。
- (4) 「タンクの構造、設備」の欄は、「3 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領」3 (4) の例によること。
- (5) 「注入口の位置」、「注入口付近の接地電極」、「ポンプ設備の概要」の欄は、それぞれ「3 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領」(5)、(6)、(8)の例によること。
- (6) 「採光、照明設備」、「換気、排出の設備」の欄は、「2 屋内貯蔵所構造設備明細書記入要領」2 (5) 及び「3 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」1 (14)の例によること。
- (7) 「配管」、「警報設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」1 (8)、(17)、(18)、(19)の例によること。

様式第4の二（第4条、第5条関係）

屋内タンク貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		電気通信業					
タンク室の構造専用	壁	延焼のおそれのある外壁			床	鉄筋コンクリート造（耐火構造）	
		その他の壁	鉄筋コンクリート造（一部コンクリートブロック）（耐火構造）		出入口	特定防火設備（自閉式）（しきい高さ120cm）	
	屋根		（上階の床）鉄筋コンクリート造（耐火構造）		その他	危険物収容容量20,000ℓ	
建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造		階数	地上3階 地下2階	設置階	地下1階	建築面積	20m ²
		建築物の構造概要		鉄骨鉄筋コンクリート造			
タンクの構造、設備	形状	角型			常圧・加圧（kPa）		
	寸法	幅1800mm、高さ2700mm 奥行3300mm			容量	15,000ℓ	
	材質、板厚	材質SS400 板厚 底板 9mm、側板 8mm、屋根板 4.5mm					
	通気管	種別			数	内径又は作動圧	
		無弁通気管			1	32mm kPa	
	安全装置	種別			数	作動圧	
						kPa	
液量表示装置	フロート式液面計系			引火防止装置	有・無		
注入口の位置		屋外給油口より受け入れ65A（詳細別紙図面）			注入口付近の接地電極	有・無	
ポンプ設備の概要		屋内タンク貯蔵所タンク室にポンプ設備を設置し、2階に設置の一般取扱所の自家発電用サービスタンクに送油する。					
採光、照明設備		防爆型照明器具 2基		換気、排出の設備		機械式換気設備	
配管		材質SGP 40A等 配管は全て溶接接合とし、錆止め塗装を行う。					
消火設備		第3種消火設備 新ガス（窒素ガス）消火設備 第5種消火設備 粉末消火設備10型 2基			警報設備	自動火災報知設備	
工事請負者住所氏名		上越市大字藤野新田330番地1 上越工事株式会社 代表取締役 上越太郎 電話 000-0000 申請担当者 上越サービス株式会社 上越二郎 電話 000-0000					

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造欄は、該当する場合のみ記入すること。

5 地下タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領

- (1) 「事業の概要」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(1)の例によること。
- (2) 「タンクの設置方法」、「タンクの種類」の欄は、該当する部分を○印で囲むこと。
- (3) 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。

ア 「形状」の欄は、設置されるタンクの形状により「横置円筒型」等と記入すること。

イ 「常圧・加圧 (kPa)」の欄は、該当する部分を○印で囲み、加圧 (負圧を含む) の場合はその圧力を記入すること。

なお、常圧とは、正圧又は負圧で5キロパスカルを超えないものであること。

ウ 「寸法」の欄は、横置円筒型タンクの場合、内径、胴長 (円筒部分の長さ)、鏡出の内側寸法 (板厚を除いた寸法) を記入すること。

エ 「容量」の欄は、当該タンクの許可容量を記入すること。

オ 「材質、板厚」の欄は、当該タンクのそれぞれの部分の材質及び板厚を記入すること。 ※「材質 SS400 板厚 鏡板 9 mm 胴板 9 mm」等

カ 「外面の保護」の欄は、当該タンクの保護の方法を記入すること。

- ・タンク外面に錆止め塗装を行い、その上に FRP の被膜を 2.5 mm 以上行う。
- ・タンク外面に錆止め塗装を施し、その表面にアスファルト及びアスファルトルーフィングによる被膜を、厚さ 10 mm 以上に達するまで交互に行う。
- ・タンク外面に錆止めプライマーを塗布し、プライマーが乾燥後エポキシ樹脂を塗布しすぐにヘッシャंकロスを貼付し、最後にエポキシ樹脂を 2 mm 以上になるよう均一に塗布する。等

キ 「危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要」の欄は、漏洩検知管、二重殻タンク漏洩検知装置の設置方法等又は漏れ防止構造の概要を具体的に記入すること。 ※ (漏洩検知管)

- ・タンク本体外側に○ヶ所漏洩検知管を設ける。漏洩検知管は二重構造とし砂等の混入を防ぐ。(二重殻タンク漏洩検知装置)
- ・タンク外面と外殻 FRP の間に微小空間をあけ、タンク内部に検知管を取付け微小空間と接合し、タンク上部のリークモニターで漏洩検知を行う。(漏れ防止構造)
- ・タンク本体の防水措置を講じた厚さ 15 cm (側方及び下方にあつては 30 cm) 以上のコンクリートで被覆する。

ク 「通気管」の欄は、タンクに設置される通気管の種別、設置数、内径又は作動圧を記入すること。

ケ 「安全装置」の欄は、当該タンクが圧力タンクに該当する場合に設置する安全装置の種別、設置数、作動圧を記入すること。 ※「安全弁 2 か所 ○kPa」

コ 「可燃性蒸気回収装置」の欄は、当該タンクに可燃性蒸気回収装置がある場合には○印で囲み、かっこ書きで設備の概要を記入すること。

サ 「液量表示装置」の欄は、タンクに設置される液面計の形式等を記入すること。

シ 「引火防止装置」の欄は、タンクに設置される通気管に取り付けられる引火防止装置の有無を○印で囲むこと。

(4) 「タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要」の欄は、次によること。

ア タンク室の場合は、タンク室のふた、壁、底の構造及び内部の仕上げ方法等を記入すること。 ※「基礎及びふた(縦○○○○mm×横○○○○mm×厚さ○○○mm)、壁(厚さ○○○mm)は鉄筋コンクリート造とし、架台に埋め込んだアンカーボルト(○○φ×○ヶ所)に鋼製帯状バンド(幅○○mm×厚さ○mm)○ヶ所で固定する。」

イ タンク室以外の場合は、基礎、ふたの構造並びにタンクの固定方法等を記入する。
※「基礎及びふたは縦○○○○mm×横○○○○mm×厚さ○○○mmの鉄筋コンクリート造とし、架台に埋め込んだ○○mmのアンカーボルトに鋼製帯状バンド(幅○○mm×厚さ○mm)○ヶ所で固定する。」

(5) 「注入口の位置」の欄は、注入口の設置場所を記入すること。 ※「直上給油」、「遠方給油 詳細別紙図面」

(6) 「注入口付近の接地電極」の欄は、当該注入口付近にローリーアース等が設置されているかどうかについて○印で囲むこと。

(7) 「ポンプ設備の概要」の欄は、当該タンクの受け払いを行っているポンプの種類、設置数、最大吐出量等を記入すること。

なお、当該ポンプが少量危険物又は他の許可施設の規制を受ける場合は、かっこ書きで(指定数量未満の危険物施設)等と記入すること。

(8) 「配管」の欄は、配管の材質及び接続方法を記入すること。

また、地下埋設部分がある場合は配管外面の保護方法についても記入すること。

(9) 「電気設備」の欄は、電動機等の防爆構造を記入するか、「電気設備は電気工作物に係る法令の規定による」と記入すること。

(10) 「消火設備」の欄は、当該地下タンク貯蔵所に設置する消火設備について、危険物の規制に関する政令別表第5の区分により記入すること。

(11) 「工事請負者住所氏名」の欄は、工事を請け負った法人等の名称、住所及び電話番号並びに申請に係る担当者名及び電話番号を記入すること。

[illegible]

- 55

6 簡易タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領

- (1) 「事業の概要」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(1)の例により記入すること。
- (2) 「タンク専用室の構造」の欄は、当該タンクを専用室に設置する場合であり、記入方法は次によること。
 - ア 「壁」、「床」、「屋根」の欄は、それぞれ「4 屋内タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領」4(2)ア、イ、ウ、オの例によること。
 - イ 「出入口」の欄は、「製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」1(4)ア(ク)又はイ(ケ)の例によること。
また、「しきいの高さ」の欄は、当該タンクが設置されるタンク室のしきいの高さを記入すること。
 - ウ 「その他」の欄は、危険物が漏洩した場合、しきいの高さ又は流出防止の措置を講じることにより収容することができる危険物の容量等を記入すること。
- (3) 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。
 - ア 「形状」、「寸法」、「容量」、「材質」、「板厚」の欄は、それぞれ「屋外タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領」3(4)の例によること。
 - イ 「通気管」の欄は、通気管の内径及び高さを記入すること。
 - ウ 「給油、注油設備」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所に設置される給油又は注油設備の製造会社名、型式、設置数等を記入すること。
- (4) 「タンクの固定方法」の欄は、当該簡易タンクの固定方法の概要を記入すること。
- (5) 「採光、照明設備」、「換気、排気の設備」の欄は、「2 屋内貯蔵所構造設備明細書記入要領」2(5)、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」1(14)の例によること。
- (6) 「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」1(18)、(19)の例による。

様式第4のへ（第4条、第5条関係）

簡易タンク貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		自動車販売業				
専用室の構造	壁	延焼のおそれのある外壁			床	
		その他の壁			屋根	
	出入口		(しきい高さ cm)		その他	
タンクの構造、設備	形状	角 型		寸 法	幅 794 mm 奥行き 784 mm 高さ 994 mm	
	容量	5 7 6 L		材質、板厚	材質 S S 4 0 0 板厚 3 . 2 mm	
	通 気 管	G L より 1 5 0 0 mm 以上		給油、注油設備	〇〇〇 A C A T 1 1 1 1	
タンクの固定方法		本体に固定金具を取り付け、アイランドに取り付けたアンカーボルトで固定する。				
採光、照明設備						
換気、排気の設備						
消火設備		第5種消火設備 粉末消火器（10型）2個				
工事請負者住所氏名		上越市大字藤野新田 330 番地 1 上越工事株式会社 代表取締役 上越太郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇 申請担当者 上越サービス株式会社 上越四郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇				

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

7 移動タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領

(1) 「車名及び型式」の欄は、次によること。

ア 「車名」については、シャシメーカーの名称及び型式を記入すること。

イ 「型式」については、「単一車」若しくは「被けん引車」及び「積載式」若しくは「積載式以外」の別を記入すること。

(2) 「製造事業所名」の欄は、移動タンク貯蔵所を製造した事業所名を記入すること。

(3) 「危険物」の欄は、次によること。

ア 「類別」の欄は、貯蔵する危険物の類を記入すること。

イ 「品名」の欄は、貯蔵する危険物の品名を記入すること。
なお、品名が多数となる場合は別紙とすることが出来る。

ウ 「化学名」の欄は、貯蔵する危険物の化学名を記入すること。ただし、ガソリン等の石油製品のように通常化学名が用いられない物品にあつては、通常用いられている名称を記入すること。

エ 「比重」の欄は、貯蔵する危険物の比重を記入すること。

(4) 「タンクの諸元」の欄は、次によること。

ア 「断面形状」の欄は、移動貯蔵タンクの移動方向に直角の断面の形状について、「だ円形」、「円形」、「角形」、「特殊形状」等と記入すること。

イ 「内側寸法」の欄は、次によること。

(ア) 「長さ」の欄は、移動貯蔵タンクの全体の長さ（板厚を除いた寸法）を記入すること。

(イ) 「幅」及び「高さ」の欄は、だ円形及び特殊形状のタンクはその長径を「幅」とし、その短径を「高さ」として記入すること。

また、円形のタンクはその直径を「幅」及び「高さ」として記入すること。

ウ 「最大容量」の欄は、タンクの内容積から空間容積を差し引いた要領を記入すること。

エ 「タンク室の容量」の欄は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して、各タンク室ごとの容量を記入すること。

オ 「材料」の欄は、次によること。

(ア) 「材質記号」の欄は、タンクの材質が JIS のあるものにあつては、JIS 記号を、JIS のないものにあつては、通常用いられている記号を記入すること。

(イ) 「引張強さ」の欄は、当該材質の公称の値を記入すること。

なお、引張強さ等の強度計算を要する材料を用いる場合にあつては、当該材質の伸びの値についても記入すること。

カ 「板厚」の欄は、「胴板」、「鏡板」、「間仕切り」それぞれの板厚の規格値又は呼び板厚を記入すること。

(5) 「防波板」の欄は、次によること。

ア 「材料」、「板厚」の欄は、(4) オ、カに準じて記入すること。

イ 「面積比」の欄は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して、タンク室の移動方向の最大断面積に対する防波板の面積の占める割合を記入すること。

なお、面積比の数値は、小数点第2位を四捨五入すること。

(6) 「タンクの最大常用圧力」の欄は、タンクの最大常用圧力が20kPa以下のタンクあつては「20kPa以下」と記入し、20kPaを超えるタンクにあつては、最大常用圧力の数値を記入すること。

(7) 「安全装置」の欄は、次によること。

ア 「作動圧力」の欄は、安全装置の作動圧力を「 $○○ < P \leq ○○$ 」の範囲として記入すること。

イ 「有効吹き出し面積」の欄は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して、各室の有効吹き出し面積を記入すること。

(8) 「側面枠」の欄は、次によること。

ア 「材料」「板厚」の欄は、(4)オ、力に準じて記入すること。

イ 「取付角度」の欄は、貯蔵最大数量の危険部を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点と当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と当該重心点から最外側に下ろした垂線とのなす角度を記入すること。

ウ 「接地角度」の欄は、最外側線と地盤面とのなす角度を記入すること。

エ 「当て板」の「材料」「板厚」の欄は、前記(4)オ、力に準じて記入すること。

(9) 「防護枠」の「材料」「板厚」の欄は、前記(4)オ、力に準じて記入すること。

(10) 「閉鎖装置」の欄は、装置の有無を○印で囲むこと。

(11) 「吐出口の位置」の欄は、吐出口の該当する取付け位置を○印で囲むこと。

(12) 「レバーの位置」の欄は、緊急レバーの該当する取付け位置を○印で囲むこと。

(13) 「底弁損傷防止方法」の欄は、配管による方法又は緩衝継手による方法等底弁の損傷を防止する方法を、その方法に応じて「配管」、「緩衝継手」、「配管及び緩衝継手」等と記入すること。

(14) 「接地導線」の欄は、接地導線の有無を○印で囲むこと。

なお、有の場合は、その長さを記入すること。

(15) 「緊結装置」の欄は、積載式移動タンク貯蔵所のみ記入するものとし、次によること。

なお、積載式移動タンク貯蔵所以外のものにあつては、当該欄に記入せず斜線又は一線を引き空欄としないこと。

ア 「緊締金具(すみ金具)」の欄は、有無を○印で囲むこと。

イ 「Uボルト」の欄は、Uボルトを緊結装置として使用することができる移動タンク貯蔵所に取り付けた場合は次によること。

(ア) 「材質記号」「引張り強さ」の欄は、(4)オ(ア)、(イ)に準じて記入すること。

(イ) 「直径、本数」の欄のうち「直径」はネジ山の谷径を、「本数」はUボルトの個数を記入すること。

(16) 「箱枠」の欄は、積載式移動タンク貯蔵所のみ記入するものとし、(4)オ(ア)、(イ)に準じて記入すること。

なお、積載式移動タンク貯蔵所以外のものにあつては、当該欄に記入せず斜線又は一線を引き空欄としないこと。

(17) 「消火器」の欄は、次によること。

ア 「薬剤の種類」の欄は、「消火粉末」、「二酸化炭素」等の消火薬剤の種類を記入すること。

イ 「薬剤量」の欄は、1の消火器の薬剤の量を薬剤の種類ごとに記入すること。この場合、同種類の薬剤で1の消火器の消火薬剤量が異なるときは、それぞれ別の欄にその量を記入すること。

ウ 「個数」の欄は、消火器の設置個数を薬剤の種類及び薬剤量の欄の記入内容にあわせて記入すること。

(18) 「可燃性蒸気回収設備」の欄は、有無を○印で囲むこと。

(19) 「給油設備」の欄は、有無を○印で囲むとともに、「有」の場合は「航空機」「船舶」の別を○印で囲むこと。

(20) 「備考」の欄は、保温又は保冷装置を設ける等特殊な構造又は保温（保冷）、不燃性ガス封入等の設備を有する移動タンク貯蔵所にあつては、その旨及び最大積載重量を記入すること。

様式第4のト（第4条、第5条関係）

移動タンク貯蔵所構造設備明細書

車名及び型式		いすゞ○○-○○○○○ 単一車 積載式以外							
製造事業所名		○○○○株式会社 ○○工場							
危険物	種別	第4類		側面枠	当て板	材料	材質記号	A5052P-H34	
	品名	第2石油類					引張り強さ	235 N/mm ²	
	化学名	灯油					板厚	4.5 mm	
	比重	0.80							
タンク諸元	断面形状	だ円形		防護枠	材料	材質記号	A5052P-H34		
							引張り強さ	235 N/mm ²	
	内側寸法	長さ	1,883 mm		閉鎖	装置	板厚		
		幅	1,500 mm				3.0 mm		
		高さ	950 mm						
	最大容量		2,000 ℓ		吐出口の位置		左 右 後		
	タンク室の容量		2,000 ℓ		レバーの位置		左 右 後		
	材料	材質記号	A5052P-H34		底弁損傷防止方法		フレキシブル配管		
		引張り強さ	235 N/mm ²		接地導線		有 (長さ20m)・無		
	板厚	胴板	4.5 mm		緊結装置	緊締金具 (すみ金具)		有・無	
鏡板		4.5 mm							
間仕切板		mm							
防波板	材料	材質記号	A5052P-H34		Uボルト	材質記号			
		引張り強さ	235 N/mm ²			引張り強さ		N/mm ²	
	板厚		2.5 mm			直径、本数		mm・本	
	面積比 防波板面積 タンク断面積 × 100		43.7 %		箱枠	材料	材質記号		
							引張り強さ		N/mm ²
タンクの最大常用圧力		20 kPa 以下		消火器	薬剤の種類		消火粉末		
					薬剤量		3.5 kg kg		
					個数		2個 個		
安全	装置	作動圧力	20 < P ≤ 24 kPa		可燃性蒸気回収設備		有・無		
		有効吹き出し面積	15.5						
側面枠	材料	材質記号	A5052P-H34		給油設備		有 (航空機・船舶)・無		
		引張り強さ	235 N/mm ²						
	板厚		4.5 mm		備考	注油用ホースの長さは30m			
	取付角度		48°			申請担当者 会社名 上越株式会社 氏名 上越太郎 電話番号 ○○○-○○○○			
	接地角度		87°						

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4のトの2（第4条、第5条関係）

積載式移動タンク貯蔵所（移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合するもの）構造設備明細書

車名及び型式		〇〇車両 〇〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇		
製造事業所名		(株)上越車体製作所		
危険物	類 別	第四類		
	品 名	第二石油類		
	化学名	ジメチルアセトアミド		
	比 重	0. 9 3 6 6		
移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合していることを承認した国名 (機関名) 及び承認番号		国名(機関名) フランス (Bureau Veritas) 承認番号 B-BV-53061		
緊結装置	緊結金具		有 ・ ☒ 無	
	Uボルト	材質記号		
		引張り強さ		N/mm ²
		直径、本数		mm ・ 本
消火器	薬剤の種類	粉末消火器		
	薬剤量	3. 5 kg		kg
	個数	2 個		個
備考	申請タンク IMOタイプ1 タンク番号 NRSU〇〇〇〇－〇 交換タンク IMOタイプ1 タンク番号 NRSU〇〇〇〇－〇 申請担当者 会社名、担当者名、電話番号			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

8 屋外貯蔵所構造設備明細書（様式第4のチ）記入要領

- (1) 「事業の概要」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(1)の例により記入すること。
- (2) 「区画内面積」の欄は、当該屋外貯蔵所の面積を記入すること。
なお、塊状の硫黄等のみを貯蔵する場合は、囲いの内部の面積（2以上の囲いを設ける場合は、それぞれの囲いの内部の面積）を記入すること。
- (3) 「さく等の構造」の欄は、さく等の材質及び構造の概要を記入すること。
なお、塊状の硫黄等のみを貯蔵する場合にあっては、囲いの材質、高さ、構造等を記入すること。
- (4) 「地盤面の状況」の欄は、当該貯蔵所の地盤面の状況を記入すること。
- (5) 「架台の構造」の欄は、「2 屋内貯蔵所構造設備明細書記入要領」2（4）の例によること。
- (6) 「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」1（18）、（19）の例によること。

様式第 4 のチ（第 4 条、第 5 条関係）

屋外貯蔵所構造設備明細書

事業の概要	金属加工業
区画内面積	50 m ²
さく等の構造	スチールフェンス 支柱 2 m 間隔に設置 高さ 1 m スチール製メッシュフェンス取付け
地盤面の状況	鉄筋コンクリート造 鉄筋 縦、横 直径 10 mm 200 mm ピッチ シングル コンクリート 厚さ 130 mm 金ゴテ仕上げ
架台の構造	
消火設備	第 5 種消火設備 粉末消火器（20 型） 1 個
工事請負者 住所氏名	工事、申請 上越市大字藤野新田 330-1 上越工事株式会社 代表取締役 上越太郎 申請担当者 上越三郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

9 給油取扱所構造設備明細書（様式第4のり）記入要領

- (1) 「事業の概要」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」（1）の例によること。
- (2) 「敷地面積」の欄は、給油取扱所として規制される部分の敷地面積を記入すること。
- (3) 「給油空地」の欄の「間口」は、当該給油空地の一辺のうち、自動車等が出入りできる長さを記入すること。「奥行」は、当該給油空地の間口を長辺とした長方形の短辺の長さを記入すること。
- (4) 「注油空地」の欄は、有（容器の詰替え・移動貯蔵タンクへの注入）無に該当するものに○をつけること。
- (5) 「空地の舗装」の欄は、コンクリート以外の場合には、その他にを○印で囲み、仕様を記入すること。
- (6) 「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」の欄は次によること。
 - ア 「階数」の欄は、当該建築物の建基令第2条第8号で規定する階数を記入すること。
 - イ 「建築面積」の欄は、当該給油取扱所の建築物の1階の床面積を記入すること。
 - ウ 「水平投影面積」の欄は、当該給油取扱所の建築物の1階の床面積とひさし等の面積及びキャノピーの面積を合算した面積を記入すること。
なお、かつこ書きでキャノピー等の面積を記入すること。
 - エ 「壁」の欄は、当該給油取扱所の建築物の外壁の構造を記入すること。
 - オ 「柱」、「床」、「はり」、「屋根」の欄は、当該部分の構造を記入するとともに、かつこ書きで「耐火構造」、「不燃材料」と記入すること。
 - カ 「窓」の欄は、外壁部分に設置される窓について「防火設備」と記入するとともに、ガラスを用いる場合はかつこ書きで「網入りガラス」等と記入すること。
 - キ 「出入口」の欄は、外壁部分に設置される出入口について「防火設備」と記入するとともに、ガラスを用いる場合にはかつこ書きで「網入りガラス」等並びに自動閉鎖装置付きのものにあってはかつこ書きで「自閉式」と記入すること。
- (7) 「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」の欄については、建築物の一部に給油取扱所が設置されている場合に、建築物全体の構造について次により記入すること。
 - ア 「階数」、「壁」、「柱」、「床」、「はり」の欄は、上記（6）ア、エ、オの例によること。
 - イ 「延べ面積」の欄は、建基令第2条第1項第4号で規定する面積（各階の床面積の合計）を記入すること。
 - ウ 「建築面積」の欄は、当該建築物の建基令第2条第1項第2号で規定する面積を記入すること。
- (8) 「上階の有無（給油取扱所以外）」の欄については、給油取扱所の上階に給油取扱所以外の用途の有無について、該当するものを○印で囲むこと。
また、当該給油取扱所に上階が有る場合、その用途を記入するとともに、延焼防止の屋根又はひさしの有無及び屋根又はひさし外縁部から上階までの最短距離を記入すること。

(9) 「建築物の用途別面積」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の建築物の用途別面積を、「床又は壁で区画された部分の1階の床面積」及び「床又は壁で区画された部分（係員のみが出入りするものを除く。）の床面積（2階以上を含む）」の欄に、それぞれ次により記入すること。

ア 「第1号」の欄は、「給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場」のうち、床又は壁で区画された1階部分の床面積（ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等）を記入すること。

イ 「第2号」の欄は、「給油取扱所の業務を行うための事務所」のうち、床又は壁で区画された部分の床面積（原則として従業員が立ち入る事務所、更衣室、シャワー室、便所等）を記入すること。

ウ 「第3号」の欄は、「自動車の点検・整備を行う作業場（壁等により区画された部分に限る。）」リフト室、雑品庫等の面積を記入すること。

エ 「第4号」の欄は、「自動車等の洗浄を行う作業場（壁等により区画された部分に限る。）」の面積を記入すること。

オ 「第5号」の欄は、「給油取扱所の所有者、管理者、若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務（本社機能の事務所等）を行うための事務所」の面積を記入すること。

カ 「第6号」の欄は、施行令別表第1による1項、3項、4項、8項、11項から13項イまで、14項及び15項に掲げる防火対象物の用途の面積を記入すること。

キ 「計」の欄のうち、「床又は壁で区画された部分の1階の床面積」の欄は、第1号から第6号までの面積の合計を、「床又は壁で区画された部分（係員のみが出入りするものを除く。）の床面積（2階以上を含む。）」の欄は、第2号、第3号及び第6号までの面積の合計を記入すること。

(10) 「周囲の塀又は壁」の欄は、防火塀又は上階がある場合の防火塀代替えの壁の構造及び高さを記入すること。

(11) 「固定給油設備等」の欄のうち「固定給油設備」及び「固定注油設備」の欄に、それぞれ次により記入すること。

ア 「型式」の欄は、設置する固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）の製造会社における型式機種名を記入すること。

なお、危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたもの（以下「確認済機種」という。）にあつては、確認番号についても記入すること。

イ 「数」の欄は、設置する固定給油設備等の型式機種ごとにその設置数を記入すること。

ウ 「道路境界からの間隔」及び「敷地境界からの間隔」の欄は、固定給油設備等のうち、固定給油設備等の中心線（給油ホース等の出口が移動式のものにあっては、最大移動範囲（境界に近い側））からの水平距離で、道路境界及び敷地境界までの距離が一番近いものの距離をそれぞれ記入すること。

(12) 「付随設備の概要」の欄は、危険物規則第25条の5で規定する付随設備の種類、設置基数及び付随設備以外の設備でサービスの用に供する設備等についても記入すること。

なお、「付随設備」とは自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器が該当するものであること。

- (13) 「電気設備」の欄は、配線、スイッチ、照明、電動機等の構造及び防爆構造の種類（耐圧防爆、油入防爆構造）等を記入すること。ただし、「電気設備は電気工作物に係る法令の規定による」と記入することも認める。
- (14) 「消火設備」の欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該給油取扱所に設置される消火設備の種類及び数を記入すること。
- (15) 「警報設備」の欄は、当該給油取扱所に設置される警報設備の種類について記入すること。
- (16) 「避難設備」の欄は、当該給油取扱所に設置される避難設備の種類及び概要を記入すること。
- (17) 「事務所等その他火気使用設備」の欄は、当該給油取扱所の用に供する部分の販売室、事務所、その他の部分において使用する火気使用設備の種類及び使用場所並びにボイラー等の機種及び設置場所を記入すること。
- (18) 「滞留防止措置」の欄は、該当するものを○印で囲むこと。
- (19) 「排水設備」の欄は、油分離槽の種類及び設置基数等を記入すること。
- (20) 「流出防止措置」の欄は、油分離槽の種類及び設置基数等を記入すること。
- (21) 「タンク設備」の欄は、次によること。
- ア 「専用タンク」「廃油タンク等」の欄は、それぞれの区分に応じた種類、容量、設置基数及びかつこ書きでそのタンクの形状を記入すること。 ※ SF二重殻タンク 30KL×1基、20KL中仕切り（10：10）×1基
- イ 「可燃性蒸気回収設備」の欄は、その有無について該当するものを○印で囲むとともに、設置するタンクの油種を記入すること。
- ウ 「簡易タンク」の欄は、設置基数及びかつこ書きで当該タンクの製造会社における機種型式を記入すること。
- (22) 「工事請負者住所氏名」の欄は、設置者等から工事を請け負った法人等の住所、名称、代表者名及び申請を担当する事業所名、担当者名、電話番号を記入すること。

様式第4のり（第4条、第5条関係）

（表）

給油取扱所構造設備明細書

事業の概要		自動車の燃料油の給油販売及び灯油の注油販売並びにこれに伴うサービス業務を行う。						
敷地面積		1, 500.00 m ²						
給油空地		間口 20 m 奥行 10 m						
注油空地		有（容器詰替・移動貯蔵タンクに注入） ・ 無						
建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造		階数		建築面積		水平投影面積		
		2 階		166.54 m ²		(キャノピー等) (353.46) 520.00 m ²		
		壁	柱	床	はり	屋根	窓	出入口
		鉄筋コンクリート造（耐火構造）	鉄筋コンクリート造（耐火構造）	鉄筋コンクリート造（耐火構造）	鉄筋コンクリート造（耐火構造）	鉄筋コンクリート造（耐火構造）	網入りガラス（防火設備）火	網入りガラス（防火設備）
建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造		階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり
			m ²	m ²				
上階の有無 （給油取扱所以外）		有（用途 ） ・ 無 （有の場合、屋根又はひさしの有無 有（ m） ・ 無 ）						
建築物の用途別面積	目	床又は壁で区画された部分の1階の床面積			床又は壁で区画された部分（係員のみが出入りするものを除く。）の床面積（2階以上を含む。）			
	用途							
	第1号	3.00 m ²						
	第2号	60.10 m ²			0 m ²			
	第3号	37.56 m ²			0 m ²			
	第4号	63.75 m ²						
	第5号	2.13 m ²						
	第6号	0 m ²			0 m ²			
計	166.54 m ²			0 m ²				
周囲の塀又は壁		構造等	耐火構造		高さ	2 m以上		
		はめごろし戸の有無 有（網入りガラス・その他（ ）） ・ 無						

(裏)

固定給油設備等	項 目	型 式	数	道路境界線からの間隔	敷地境界線からの間隔
	設 備				
	固定給油設備	〇〇〇式 〇〇-〇〇〇	3	1 0 m	1 5 m
	固定注油設備	〇〇〇式 〇〇-〇〇〇	1	8 m	1 m
附随設備の概要		洗車機、POS、ISU、オートリフト、コンプレッサー、タイヤチェンジャー、ウォールタンク、マット洗機			
電気設備		電気設備は、電気工作物に係る法令の規定による。			
消火設備		第5種消火設備 ABC粉末消火器（10型） 12本			
警報設備		加入電話			
避難設備					
事務所等その他火気使用設備		冬季間、販売室において石油ストーブを使用する。			
滞留防止措置		地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他（ ）			
流出防止措置		排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他（ ）			
タンク設備	専用タンク	30KL 中仕切 (20:10) × 2 基	可燃性蒸気 回収設備	有 ・ 無	
	廃油タンク等	1.95KL × 1 基	簡易タンク		
工事請負者住所氏名		上越メンテナンス(株) 担当者名 〇〇〇〇 上越市大字藤野新田330番地1 電話 〇〇〇-〇〇〇〇			

備考1 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号に定める用途をいう。
- 4 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクにあっては、構造設備明細書（様式第4のホ又は様式第4のへ）を添付すること。

10 第1種・第2種販売取扱所構造設備明細書記入要領

- (1) 「事業の概要」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(1)の例によること。
- (2) 「建築物の構造」の欄は、当該販売取扱所が設置されている建築物全体の構造を記入するものとし、次によること。
- ア 「階数」、「建築面積」、「延べ面積」の欄は、それぞれ「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(5)ア、イ、ウの例によること。
- イ 「構造概要」の欄は、当該建築物の主要構造部の概要を「製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(5)エの例によること。
- (3) 「店舗部分の構造」の欄は、当該販売取扱所の構造を記入するものとし、次によること。
- ア 「面積」の欄は、当該販売取扱所部分の建基令第2条第1項第3号で規定する面積を記入すること。
- イ 「壁」、「床」、「屋根又は上階の床」の欄は、それぞれ「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(4)イ(エ)、(オ)、(カ)、(キ)の例によること。
- ウ 「天井」の欄は、当該販売取扱所の天井の構造を記入するとともにかっこ書きで「耐火構造」、「不燃材料」と記入すること。
- エ 「はり」、「窓」、「出入口」の欄は、それぞれ「製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(4)イ(カ)、(ク)、(ケ)の例によること。
- (4) 「配合室」の欄は、当該販売取扱所において色調等の調整等で危険物を取り扱う場所がある場合に記入するものとし次によること。
- ア 「面積」の欄は、当該販売取扱所部分の建基令第2条第1項第3号で規定する面積を記入すること。
- イ 「排出の設備」「電気設備」「消火設備」「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(13)、(14)、(18)、(19)の例により記入すること。

様式第 4 のヌ（第 4 条、第 5 条関係）

第一種販売取扱所

構 造 設 備 明 細 書

第二種販売取扱所

事業の概要		塗料販売業				
建築物の構造	階数	2	建築面積	1 5 0 m ²	延べ面積	3 0 0 m ²
	構造概要	鉄骨造				
店舗部分の構造	面積	2 5 m ²	壁	延焼のおそれのある外壁	コンクリートブロック厚さ 120 mm (耐火構造)	
	床	コンクリート (耐火構造)		その他の壁	外壁防火サイディング厚さ 12 mm (防火構造) コンクリートブロック厚さ 120 mm (耐火構造)	
	柱	鉄骨岩綿吹付厚さ 35 mm (耐火構造)	屋根又は上階の床		デッキプレート下端岩綿吹付け厚さ 20 mm (耐火構造)	
	天井	デッキプレート下端岩綿吹付け厚さ 20 mm (耐火構造)	はり		鉄骨梁岩綿吹付け厚さ 35 mm (耐火構造)	
	窓		出入口		特定防火設備 (自閉式)	
配合室	面積	m ²				
	排出の設備					
電気設備		耐圧防爆型照明器具				
消火設備		第 4 種消火設備（5 0 型）1 個 第 5 種消火設備（1 0 型）2 個				
工事請負者住所氏名		上越市大字藤野新田 330 番地 1 上越工事株式会社 代表取締役 上越太郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇 申請担当 上越工事株式会社 上越四郎				

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 建築物欄は、第一種販売取扱所を設置する建築物について記入すること。

第二種販売取扱所

1 1 移送取扱所構造設備明細書記入要領

- (1) 「事業の概要」の欄は、「1 製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領」(1)の例によること。
- (2) 「配管の設置」の欄は、それぞれの有無について該当するものを○印で囲むこと。
- (3) 「配管の諸元」「保安設備」の欄は、それぞれ該当する項目に必要事項を記入すること。なお、「材料」の欄は、JIS 記号で記入すること。
- (4) 「ポンプ等」のうち「ポンプ」の欄は、次によること。
 - ア 「種類・型式」の欄は、当該移送取扱所に設置されるすべてのポンプの種類、ポンプ製造会社の型式を記入すること。
 - イ 「全揚程」「吐出量」の欄は、当該移送取扱所に設置されるすべてのポンプについて記入すること。
 - ウ 「ポンプ等」のうち「ポンプ室の構造」の欄は、それぞれ該当する項目に必要事項を記入すること。
 - エ 「ポンプ等」のうち「ピグ取扱い装置」の有無について該当する項目を○印で囲むこと。

様式第4のル（第4条、第5条関係）

（表）

移送取扱所構造設備明細書

事業の概要		石油製品製造業				
配管の設置	地上設置	有 ・ 無	配管の諸元	溶接	方法	アーク溶接（開先加工突合せ溶接）
	地下設置	有 ・ 無			機器	直流アーク溶接機、TIG溶接機
	道路下設置	有 ・ 無			材料	被覆アーク溶接棒
	線路下設置	有 ・ 無		伸縮吸収措置の方法		曲り管
	河川保全区域内設置	有 ・ 無		防食被覆	塗装材料	耐候性塗料
	海上設置	有 ・ 無			覆装材料	ポリエチレン被覆
	海底設置	有 ・ 無			防食の被覆の方法	ポリエチレンジュリクテープ
	道路横断設置	有 ・ 無		電気防食	対地電位平均値	-1.0 ～ -1.1 ボルト
	線路下横断設置	有 ・ 無			電位測定端子間隔	0.4 km
	河川等横断設置	有 ・ 無			防食の種類	外部電源方式
	専用隧道内設置	有 ・ 無		加熱又は加温設備		有 ・ 無
	不等沈下等のおそれのある場所への設置	有 ・ 無		漏えい拡散防止措置の方法		二重管
	橋への取付け設置	有 ・ 無	保安設備	運転状態の監視装置		要 ・ 不要（有 無）
配管の諸元	配管	延長	8.5 km	配管系の警報装置		要 ・ 不要（有 無）
		外径	318.5 mm	安全制御装置		要 ・ 不要（有 無）
		厚さ	10.3 mm	圧力安全装置		要 ・ 不要（有 無）
		材料	SUS304TP	圧力安全装置の材料		SUS304TP
		条数	1 条	漏えい検知装置		要 ・ 不要（有 無）
		最大常用圧力	700 kPa	漏えい検知装置	流量測定	秒
	管継手	弁の材料	SCS13		圧力測定器設置間隔	7 km
		溶接管継手材料	SUS304		漏えい検知口設置間隔	600 m
		フランジ式継手材料	SUS304	緊急遮断弁		要 ・ 不要（有 無）
		絶縁用継手材料	SUS304	緊急遮断弁設置間隔		7 km

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

移送取扱所構造設備明細書

保安設備	危険物除去措置		要・不要 (有 無)		ポンプ等	種類・型式	渦巻・ステンレス・ノンシールポンプ		
	感震装置等		要・不要 (有 無)			全揚程	6 5 m		
	感震装置等	感震装置設置間隔		〇〇構内に設置 km		吐出量	1 0 kl/時		
		強震計	設置間隔			km		基数	1 基
			性能			8 ～ 2 5 0 ガル			
	通報設備		要・不要 (有 無)			壁			
	警報装置の種類		自動サイレン			床			
	化学消防自動車		要・不要 (有 無)			柱			
	化学消防自動車等	化学消防自動車	台数	台		はり			
			設置場所			屋根			
		巡回監視車	台数	1 台		窓			
			設置場所	〇〇構内		出入口			
		資機材倉庫設置場所	〇〇構内 (詳細別図)			階数			
		資機材置場設置間隔	km			建築面積	m ²		
	予備動力源の容量		2 4 V 8 0 A H			延べ面積	m ²		
保安用接地		(有) ・ 無		ピグ取扱い装置	(有) ・ 無				
標識等	位置標識接地間隔		1 0 0 m		消火設備	〇〇棧橋 第3種泡消火設備 遠隔操作式モニターノズル〇〇構内 第3種泡消火設備 泡消火栓 移送ポンプ包含 第3種移動式粉末消火設備 ピグ装置包含			
	注意標識設置間隔		m						
	注意標識設置場所		5 ～ 7 km						
その他必要な事項									

1 実施計画書（例 1）

ドラム缶等による燃料の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により被災地においてガソリン等の燃料が不足した場合に災害復興支援車両等への燃料補給を行うことを目的とし、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵やドラム缶から手動ポンプ等を用いて金属携行缶への詰め替えを行い、仮設の燃料供給拠点として利用するために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

上越市〇〇町〇〇番〇〇号〇〇工場東側空地（コンクリート舗装）

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 3 6 0 m²（1 5 m×2 4 m）

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第 4 類第 1 石油類（ガソリン）3, 000L

6 指定数量の倍数

1 5 倍

7 貯蔵及び取扱方法

- （1）200L の金属製容器（ドラム缶）で貯蔵する。
- （2）保有空地を 6 m 確保する。
- （3）貯蔵場所と詰め替え場所に 6 m の離隔をとる。
- （4）高温になることを避けるため通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。
また、取扱場所において、危険物が長時間炎天下にさらされないようにする。
- （5）第五種消火設備 10 型粉末消火器 3 個を設置する。
- （6）標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- （1）ドラム本体、給油に使用するドラムポンプのアースを確保する。
- （2）危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- （3）危険物を取り扱う者は、静電安全靴を着用する。

9 管理状況

- （1）保有空地の周囲にバリケードを立て、空地を確保する。
- （2）敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- （3）作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

金属携行缶による給油は、この場所以外で行わない。

2 実施計画書（例 2）

危険物を収納する設備等から危険物を抜き取る仮貯蔵・仮取扱いの実施計画書（例）

1 目的

震災等によって被災した変圧器等を修繕、点検するために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

妙高市〇〇町〇〇番〇〇号〇〇工場北側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 120 m²（12m×10m）

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第3石油類（絶縁油）10,000L

6 指定数量の倍数

5倍

7 貯蔵及び取扱方法

（1）変圧器の修繕、点検のため、変圧器内部の絶縁油を一旦抜き取り、仮設タンク等で貯蔵し、内部修繕・点検が終了後に変圧器内に再度注油する。

（2）保有空地を3m確保する。

（3）第五種消火設備10型粉末消火器3個を設置する。

（4）標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。

「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

（1）変圧器等、ポンプ、仮設タンクのアースを確保する。

（2）仮設の防油堤を設置し、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として、オイルパンを設置する。

（3）1か所の取扱い場所で同時に複数の設備からの抜き出しは行わない。

（4）危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

9 管理状況

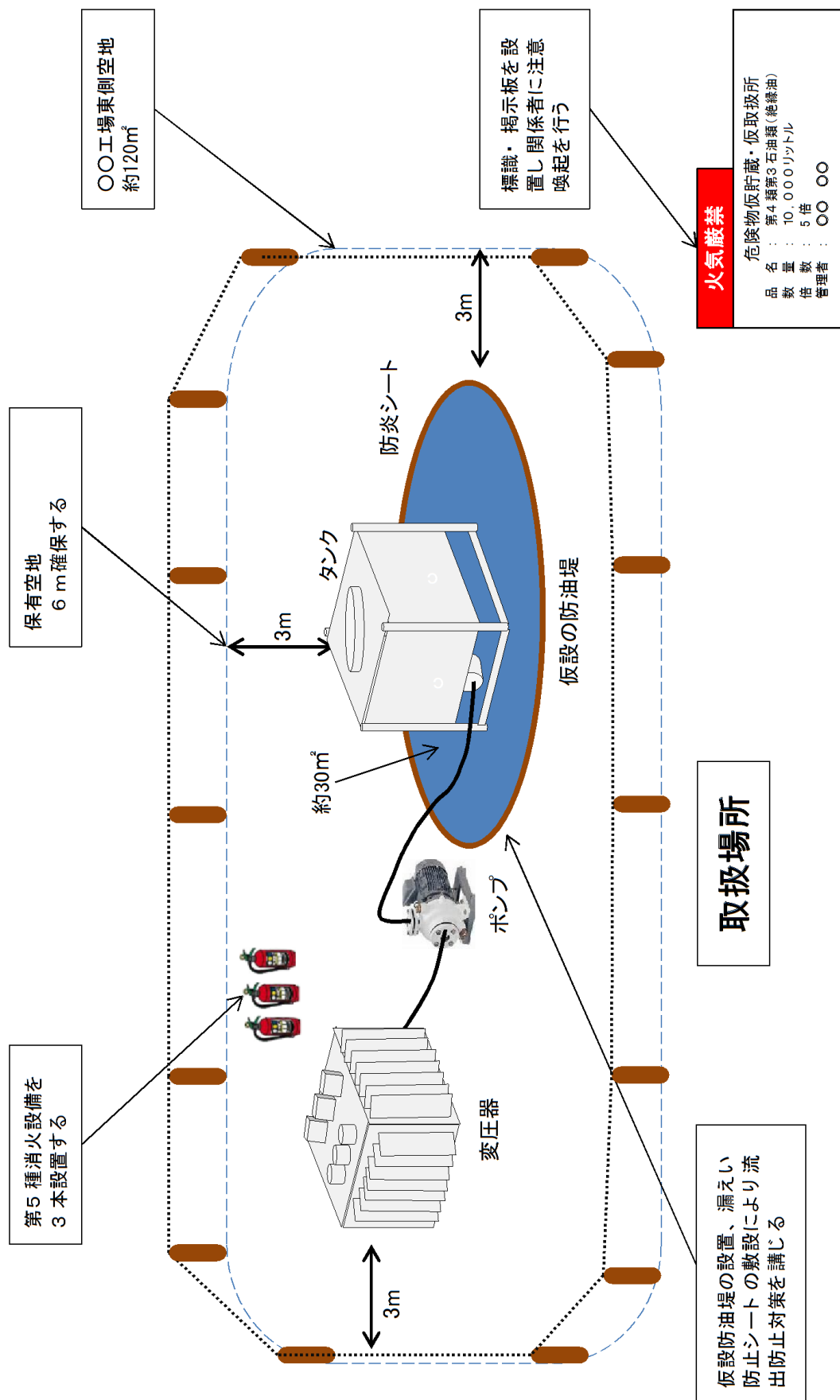
（1）保有空地の周囲にバリケードを立て空地を確保する。

（2）敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。

（3）作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

危険物の抜き出し等を行った変圧器の数及び危険物の延べ数量を記録し、事後速やかに報告する。



3 実施計画書（例 3）

移動タンク貯蔵所等による軽油の給油・注油等仮貯蔵・仮取扱いの実施計画書（例）

1 目的

震災等により被災地において災害復興のための重機への燃料補給及びドラム缶への注油を行うために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

上越市〇〇町〇〇番〇〇号〇〇工場東側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 2,000 m²

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第2石油類（軽油） 1日最大 20,000L

6 指定数量の倍数

20倍

7 貯蔵及び取扱方法

（1）移動タンク貯蔵所から直接重機への給油及びドラム缶への詰替を行う（詰め替えたドラム缶は別途確保する貯蔵場所に速やかに移動させる）。

（2）保有空地を6m確保する。

（3）高温になることを避けるため、必要に応じて通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。

（4）第五種消火設備10型粉末消火器3個を設置する。

（5）標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。

「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

（1）ドラム本体のアースを確保する。

（2）吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備する。

（3）危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

9 管理状況

（1）保有空地の周囲にバリケードを立て、空地を確保する。

（2）敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。

（4）作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

移動タンク貯蔵所への注油は別場所で行う。

